

幌町議会) (第三六七四号)
基礎年金の国庫負担割合二分の一の早期引き上げと抜本改革の実現に関する意見書(北海道中札内村議会) (第三六七五号)
基礎年金の国庫負担割合の二分の一の早期引き上げと抜本改革の実現に関する意見書(北海道厚岸町議会) (第三六七六号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一への早急な引き上げ等に関する意見書(東京都武藏野市議会) (第三六七七号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善に関する意見書(神奈川県茅ヶ崎市議会) (第三六七八号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善に関する意見書(神奈川県茅ヶ崎市議会) (第三六七九号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善に関する意見書(神奈川県座間市議会) (第三六八〇号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善に関する意見書(神奈川県二宮町議会) (第三六八一号)
緊急地域雇用創出特別交付金制度の継続・改善に関する意見書(神奈川県愛川町議会) (第三六八二号)
緊急地域雇用創出特別対策交付金の継続と改善に関する意見書(神奈川県津久井町議会) (第三六八三号)
基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと早急に引き上げを求めるに関する意見書(富山県高岡市議会) (第三六八四号)
基礎年金の国庫負担割合の二分の一への早急引き上げと抜本改革の実現に関する意見書(三重県松阪市議会) (第三六八五号)
基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと早急に引き上げを求めるに関する意見書(三重県上野市議会) (第三六八六号)
緊急地域雇用創出特別交付金制度に関する意見書(大阪市議会) (第三六八七号)

基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと早急に引き上げを求めるに関する意見書(大阪府守口市議会) (第三六八八号)
基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと、早急に引き上げを求めるに関する意見書(大阪府泉佐野市議会) (第三六八九号)
基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと早急に引き上げを求めるに関する意見書(大阪府羽曳野市議会) (第三六九〇号)
基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと早急に引き上げに関する意見書(大阪府門真市議会) (第三六九一号)
基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと、早急に引き上げを求めるに関する意見書(大阪府千早赤阪村議会) (第三六九二号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善に関する意見書(兵庫県小野市議会) (第三六九三号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと、早急に引き上げに関する意見書(岡山県吉永町議会) (第三六九四号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げることに関する意見書(岡山県牛窓町議会) (第三六九五号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げることに関する意見書(岡山県瀬戸町議会) (第三六九六号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げることに関する意見書(岡山県備中町議会) (第三六九七号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げることに関する意見書(岡山県美作町議会) (第三六九八号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げる事に関する意見書(岡山県高岡市議会) (第三六九九号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げる事に関する意見書(福岡市議会) (第三七〇〇号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げる事に関する意見書(福岡市議会) (第三七〇一号)
緊急地域雇用創出特別交付金の改善・継続に関する意見書(福岡県田川市議会) (第三七〇〇号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げを求めるに関する意見書(新潟県上野市議会) (第三七一四号)
緊急地域雇用創出特別交付金制度に関する意見書(大阪市議会) (第三七一五号)

基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げを求めるに関する意見書(佐賀県千代田町議会) (第三七〇一号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと早急に引き上げに関する意見書(佐賀県北佐伯市議会) (第三七〇二号)
基礎年金の国庫負担割合二分の一への早期引き上げと抜本改革の実現に関する意見書(大分県佐伯市議会) (第三七〇三号)
基礎年金の国庫負担割合二分の一への早急引き上げと抜本改革の実現に関する意見書(大分県野津原町議会) (第三七〇四号)
基礎年金の税方式への転換と国庫負担割合を二分の一へと引き上げを求めるに関する意見書(大分県野津原町議会) (第三七〇五号)
基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一へと、早急に引き上げに関する意見書(大阪府門真市議会) (第三七〇六号)
緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善に関する意見書(沖縄県読谷村議会) (第三七〇七号)
基礎年金の国庫負担割合三分の一から二分の一へと、早急に引き上げを求めるに関する意見書(和歌山県かづらぎ町議会) (第三七〇八号)
熊本県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正に関する意見書(熊本県小川町議会) (第三七〇九号)
健全な国民生活の維持及び向上に寄与しうる年金制度の確立に関する意見書(埼玉県川口市議会) (第三七一〇号)
公的年金制度の抜本改革に関する意見書(北海道函館市議会) (第三七一〇号)
高齢者虐待防止法(仮称)の制定に関する意見書(埼玉県議会) (第三七一〇号)
高齢者虐待防止法(仮称)の制定に関する意見書(埼玉県議会) (第三七一〇号)
子どもたちの健やかな成長のために総合的な子育て支援策に関する意見書(和歌山県岩出町議会) (第三七一〇号)
人道的立場でJR不採用問題の早期解決に関する意見書(新潟県上越市議会) (第三七一三号)
人道的立場でJR不採用問題の早期解決に関する意見書(新潟県妙高高原町議会) (第三七一五号)
人道的立場でJR不採用問題の早期解決に関する意見書(新潟県糸魚川市議会) (第三七一六号)

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定に関する意見書(大阪府交野市議会) (第三七一七号)
若年労働者等の雇用創出、安定に関する意見書(広島県因島市議会) (第三七一八号)
社会保険事務所と公共職業安定所の窓口の一本化と整備拡充に関する意見書(埼玉県議会) (第三七一九号)
障害者施設への国庫補助削減反対に関する意見書(東京都清瀬市議会) (第三七二二号)
障害者施設への国庫補助削減反対に関する意見書(東京都東久留米市議会) (第三七二三号)
すべての住民が安心して暮らせる年金制度の確立に関する意見書(長野県高森町議会) (第三七二四号)
生活保護費国庫負担金の負担率見直し等に関する意見書(東京都新宿区議会) (第三七二五号)
生活保護基準の引き下げと国庫補助の削減の中止に関する意見書(福岡県田川市議会) (第三七二六号)
生活保護費国庫負担金の負担率見直し等に関する意見書(東京都新宿区議会) (第三七二五号)
税方式の基礎年金制度の構築に関する意見書(福岡県山田市議会) (第三七二七号)
青年の雇用拡大に関する意見書(福岡県水巻町議会) (第三七二八号)
地域における雇用対策の拡充強化に関する意見書(北海道函館市議会) (第三七二九号)
地域における雇用対策の拡充強化に関する意見書(千葉県船橋市議会) (第三七三〇号)
地域における雇用対策の拡充強化に関する意見書(東京都立川市議会) (第三七三一号)
低年金者のマイナス物価ストライド凍結に関する意見書(東京都都立新宿区議会) (第三七三二号)
日本統治下のハンセン病施策犠牲者に対するハ

ンセン病補償法適用に関する意見書(鳥取県赤崎町議会) (第三七三四号)

年金給付額の据え置き等に関する意見書(石川県七尾市議会) (第三七三五号)

年金給付額の据え置き等に関する意見書(石川県野々市町議会) (第三七三六号)

年金大改悪反対、大増税の中止に関する意見書(兵庫県市川町議会) (第三七三七号)

年金改悪反対、大増税の中止に関する意見書(岡山県柵原町議会) (第三七三八号)

年金制度改革に関する意見書(大分県安岐町議会) (第三七三九号)

パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇の確保に関する意見書(北海道帯広市議会) (第三七五一号)

年金制度改革に関する意見書(大分県安岐町議会) (第三七三九号)

パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇の確保に関する意見書(北海道帯広市議会) (第三七五一号)

パート労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を確保する法律の制定に関する意見書(三重県松阪市議会) (第三七四一号)

パートタイム労働者等の待遇改善に関する意見書(大阪市議会) (第三七四二号)

パートタイム労働法の実効ある改正とI-S-O百七十五号条約の批准に関する意見書(岡山県牛窓町議会) (第三七四三号)

パートタイム労働法の実効ある改正とI-S-O百七十五号条約の批准に関する意見書(岡山県柵原町議会) (第三七四五号)

パートタイム労働者等の労働条件の整備に関する意見書(福岡県北九州市議会) (第三七四五号)

パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備と均等待遇を確保する法律の制定に関する意見書(大分県野津原町議会) (第三七四六号)

保育の公的責任を後退させる公立保育所運営費の国庫負担金はなし、一般財源化に関する意見書(岡山県美作町議会) (第三七四八号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(北海道函館市議会) (第三七四九号)

労災保険制度の国営存続に関する意見書(北海道函館市議会) (第三七五〇号)

労災保険制度の国営存続に関する意見書(北海道帯広市議会) (第三七五一号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(北海道登別市議会) (第三七五三号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(北海道恵庭市議会) (第三七五四号)

労災保険制度の国営存続に関する意見書(北海道上磯町議会) (第三七五五号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(北海道厚岸町議会) (第三七五六号)

労災保険制度の国営存続に関する意見書(北海道森町議会) (第三七五七号)

労災保険制度の国営存続に関する意見書(北海道中札内村議会) (第三七五八号)

労災保険制度の国営存続に関する意見書(北海道新宿区議会) (第三七六〇号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(東京都北区議会) (第三七六一号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(東京都立川市議会) (第三七六三号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(東京都清瀬市議会) (第三七六五号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(東京都二鷹市議会) (第三七六六号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(東京都久留米市議会) (第三七六七号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(福岡県宗像市議会) (第三七七八一号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(福岡県中間市議会) (第三七八〇号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(福岡県小竹町議会) (第三七八三号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(福岡県三潴町議会) (第三七八四号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(山梨県塩山市議会) (第三七八五号)

六十五歳まで働く雇用環境の整備に関する意見書(山梨県甲斐市議会) (第三七八六号)

見書(長野県浅科村議会) (第三七六八号)

見書(愛知県豊橋市議会) (第三七六九号)

見書(愛知県清洲町議会) (第三七七〇号)

見書(大阪府泉佐野市議会) (第三七七一号)

見書(大阪府松原市議会) (第三七七三号)

見書(大阪府富田林市議会) (第三七七二号)

見書(大阪府羽曳野市議会) (第三七七四号)

見書(大阪府四條畷市議会) (第三七七五号)

見書(奈良県桜井市議会) (第三七七六号)

見書(奈良県宇部市議会) (第三七七七号)

見書(高知市議会) (第三七七八号)

見書(福岡県北九州市議会) (第三七七九号)

見書(福岡県中間市議会) (第三七八〇号)

見書(福岡県小竹町議会) (第三七八二号)

見書(福岡県三潴町議会) (第三七八三号)

○衛藤委員長　これより会議を開きます。

内閣提出「国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び古川元久君外五名提出、高齢期等において国民が安心して暮らすことができる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案の各案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

各案審査のため、明二十二日木曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○衛藤委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

引き続き、お詫びいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長太田俊明君、年金局長吉武民樹君、社会保険庁運営部長薄井康紀君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

いと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

年金積立金管理運用独立行政法人法案(内閣提出第三一号)

高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案(古川元久君外五名提出、衆法第二七号)

○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○衛藤委員長　この際、吉武年金局長から発言を認められておりますので、これを許します。吉武年金局長。

質疑におきまして、公明党大柴委員から、一定の前提を置いて民主党案の場合の消費税率の推計を求められたのに対し、いまだ提出されていない民主党案に基づく推計は困難としつつも、一定の前提を置いて政府案に置きかえての答弁を行つたところであります。が、民主党は、基礎年金国庫負担額について歳出削減によるという御主張でありますので、私の答弁の中での「それから先ほどの二分の一の一%強を足し合わせますと」との部分は削除し、また、「六%程度」との部分は、「五%程度」と訂正させていただきたい。

民主党の案が提出されていない段階でこのように答弁を行つたことはまさに失礼であり、かつ、民主党案に対し誤解を与えたことに対し、陳謝申し上げます。

○福井委員長 質疑の申し出がありますので
次これを許します。福井照君。
○福井委員 おはようございます。自由民主党の
福井照でございます。

本日は高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案に対しまして御質問させていただきたいと思います。

自分で言うのもなんですが、純粹無垢、素直な性格でございますので、一時間たつて、多分私はいるのではないかというふうに思いますので、からんで含めるようにな教えていただきたいということを最初にお願い申し上げたいと思います。

まず、近視眼的などとも大事ですけれども、少し引いて、歴史認識、時代認識は共通しているのではないかということからまず確認をさせてい

ただきたいというふうに思つています。年金制度、ここにいらつしやる方はもう全員よく御存じなんですが、もう一度復習をさせていただきますと、昭和十七年、日本の年金制度が生まされました。そして終戦、つまり國は倒産したということになります。そして昭和二十九年、厚生年金のスタートということになりますと、三十六年に国民年金のスタートということになります。そして、今の制度の基本となります昭和六十一年の基礎年金の改革ということで、もちろん、五年ごとに改革改革を重ねてきたわけですけれども、大きく言いまして今の三回の大改革を踏まえて、もう二十年を過ぎて、そして、迫りくる危機、すなわち日本の総人口すら減っていくであろうというその時代を踏まえて、特に年金、医療も介護もそうですけれども、この年金制度を大きく根本から変えなければならないということだと思います。

もっとと引くと、日本の歴史上、総人口が減るというのは今まで三回あったようございます。繩文時代の後期、そして平安時代の後期、そして江戸時代の後期ということで、いずれも文明の爛熟期。それぞれの文明の爛熟、そうすると、人間はどうしても満足してしまって子供を産む数が減ってしまう、そして総人口が減るということでござります。

しかし、それは、その次のもつと飛躍する、発展する時代の準備期間でもあるということが、歴史が教えているところであります。繩文から弥生、江戸から明治ということで、最近のケースでは、封建社会から資本主義の社会に大きく飛躍するその直前の何十年、あるいは百年間は人口が減ったということを私たちは経験している。

そして、下手すると来年ぐらいからもう日本の総人口は減ろうとしている。何十年続くかわかりません。今回の政府案の計算では、このまま減っていくということがもし百年続いても年金制度は持続可能ということで政府案は提出されている。しかし、私たちが今、時代認識、歴史認識とし

とたえておかなければならぬのは、この今の時代は、人口は減る、すなわち、この資本主義のライフスタイルが爛熟をして居るということだし、そしてまた、その次の時代、もつと一人一人にとつて気持ちのいい、もつと満足のいく、そして社会が平和に仲よくという、その次の日本の骨組みを今つくらなければ次の時代がやつてこない。そして、その次の時代は人口がふえるわけで、どんとふえる、そして、日本のまた再生、発展があるということですから。

何を言つているかというと、一番歯を食いしばつて頑張らなければならぬ時代が来ているということです、三千年間の日本の歴史の中で四回目ですから、数百年間に一回の危機が今やつてきている。そして、数百年分の歯の食いしばりをしなければならないということだというふうに思つています。年金だけ見ても、二十年ぶりの大改革ということだと思いますので。

そういう意味で、一元化をてここに、抜本的な年金制度の改革ということを、民主党、古川先生始め、民主党案といふことで出されたということ是非常に高く評価できるというふうに思つています。別に褒め殺ししているわけじゃなくて、本当に心からそう思つてゐるわけであります。もし、その時代認識、歴史認識でコメントがあれば後ほど聞かせていただくとして、そこまでは全く共通しているんだというふうに勝手に思わせていただきたいと思つています。

そして、これから違うのは、ですから、価値観の重みづけとか物差しの當て方ではないかというふうに思つています。

我々あるいは政府の今度の案では、何よりも一番大事なのは、日本国という國家への信頼。昭和十七年にきて、國が倒産してしまつたというそのトラウマを我が国の年金制度は持つてゐるわけですから、倒産は絶対しない、この日本の國家と、いうのは百年、二百年、未来永劫続くんだ、そして、年金、老後の生活、一人一人の人生を一番大事に思つてくれるんだという、國家への信頼が一

番大事だというふうに思っています。多分そこも一緒にだと思いますね。そして、この制度も存続する、百年、二百年、未来永劫、制度そのものが破綻しないということと同じように大事、ここも多分一緒だと思います。

ここから違うのは、恐らく助け合いの精神。能力に従つて支払って、必要に応じてもらうものにはもらう、給付金をいたたくという。能力に応じて支払い、必要に応じてもらうという、その助け合いの精神の重みづけが、多分この民主党案と政府案との違いに、最初のバイナリーチヨイスがそんなんじゃないかななどいうような気がしておりますが、その辺は前置きでございます。ちょっとと長くなりましたが、質問に移らせていただきます。

そういう歴史認識、時代認識を踏まえ、そして、価値観の違い、物差しの当て方の違いというのがこの一時間の間ではつきりわかれいいなどいうふうに思っています。冒頭申し上げましたように、本当に理解したいというのがこの一時間の目的でありますので、シンプルクエスチョンですからシンプルアンサーでお願い申し上げたいと思います。

先ほど言いました重みづけ、価値観の重要性からいいまして、今回の年金改革の真髄は、給付と負担の関係がどんなものだということを量的に、数字として、金額として、ドル建てじゃなくて円建てで示すということだと思っています。一元化が一元化する、そういう体系の仕組みがどうあるべくされるとのことになりますと、これはまさしく、この給付と負担のバランスというのが本当にしつかりしたものでないと持続可能ではない。何十年かたつたら、大きく、大幅な変更を余儀なくされるということになりますと、国家への信頼が一番大事だと思っていた、我々が一番大事な国家への信頼というものがなくなるわけですかね、これはもう何をやっているかわからぬ、「一番最悪のケース」というのがそうなります。国家への信頼が一番大事だと思つていて、その数字、給付と負担との関係を具体的に示すということ

している部分を、我々は消費税3%で賄おうとしている。そして、その過去債務が減っていくにつれて新制度に基づく給付がふえていく。したがつて、その消費税は、今度は新たに新制度の最低保障年金の財源になつていく、こういうことを御説明させていただいているわけあります。

そして、先ほど来、数字の話が繰り返し出てきていますが、我々も計算をさせていただいているままであります。計算の前提になつているのは政府の出している数字です。

私たちには、民主党が提案している案は、そういうう、損得が国民の間で議論になるような制度ではない、すべての人に公平な制度をつくりましょうと。ですから、私たちは損得で勝負するつもりはない、公平か不公平か、その点で政府案と我々を見ていただきたいと思っております。

んでしようけれども、日々本当に多額の掛け金をお支払いして、だけれども、老後はもう年金しかない、何にもない、本当にもうゼロだという人は、低保険年金はもらえないということだとと思うんですねけれども、これは素直に、それこそそういうこともあり得るということで理解申し上げてよろしく

そこで、さつきちょっと枝野先生おつしやいましたが、五年間の道行きのイメージをもう一回聞かせていただきたいと思います。

時間軸との関係が幾ら考えてもよくわからん
ですけれども、この答えはいいです、とりあえす
問題提起だけさせていただきましょう。
この時間ファクターが一番大事なので、今回の
政府案があるし、その時間ファクターを無視して
て、一元化のいいところもいっぱいあるでしょ
う。しかし、財政が悪化するというマイナスを超
えるほどのプラスがどこにあるかという、納得すべ
る材料が今のところ私には見当たらないんで、そ
れだけちょっと御指摘を申し上げたいと思いま
す。

そういうお詫びがありましたか 最低保障年金のところは、私たちは基礎的なものという形で下のところに書いておりますけれども、あれを上に乗せねば、所得比例年金のところのこの傾きというものは全く折れ曲がつていなくて、ちゃんと負担に応じた給付が行われる。そういう意味では、それはどの層も同じでありますと、福井議員が御指摘するような、そういう中堅の人たちに冷たいとか、そういう話では全くございません。

○福井委員 余りわからなかつたですが、ちょっと、次に進むまでこいつを聞いてます。

らない層の方というのには、年金でそれなりの生活、年金だけでもきっちりとした生活をしていただけरといふ層の方だからこそ、税金での最低保障年金は入らないということになりますし、逆に、たまたま現役時代にはほとんど収入がなかつたけれども、高齢者になつたときに突然多額の収入が入るようになつたという方がいらっしゃれば、そこは逆に、所得税とか、それから我々は年金の財源に消費税を充てることにしておりましても、多額の収入があつて多額の消費をされる方は、それよりの負担をして、どこかにこな

税者番号制度の導入、それから社会保障庁と税務署とを一元化して歳入庁にしていくというような準備の話があります。そういったことなどを考えると、一元化そのもののスタートは二〇〇九年であります。ただし、皆さんからも御指摘がありますとおり、確かに、財政的な問題を考えると、そこまで全く何もないということでは、将来的な財政がより苦しくなりますので、消費税の3%引き上げについては先行して二〇〇七年からスタートをさせるという考え方であります。^ト

我々の方は、まさに今ポイントにありました最初のバイナリーチョイス、完全な公平、いうのはあり得ない、お金持ちの方には我慢していただいく、能力に応じて支払い、そして必要に応じていざとくといふのが、公内助合の制度、公内手取金

それなりの負担をしていただくということにたどりますので、税も含めたトータルの公平さというものはそちらの方で確保するべきであつて、年金といふ世界の中では今のようなことが起こることは避けられないわけで、逆に言うと、政府案のようすで現金で二分の一を支えるということが、

○福井委員 ありがとうございました。
ですから、やはり、それこそ、怒られるかもし
れませんが、目の子の五年間といいましょうか、
緻密にスケジューリングして五年間じやないこ
とはよく今わからせていただきましたので、ありが
とうございました。

が違うので結論も違うのは当然かと思います。そこで、そこで制度設計が始まるわけですから、その哲学じゃないか、精神じゃないかということになります。ちょっと細かいかもしませんが、今のこの図が正しかるとすると、上に乗せるか下に乗せるかは

所得のない方も、あるいは、年金がたくさんあってそのほかにもたくさん収入がある方にも全部入るということの不公平感もあるわけで、これは選択の問題だと思っています。

だから、幾ら野党の皆さんにおしかりをされても、我々の方としては、もっと早く、少しでも一瞬でも早く掛け金を上げて給付を下げるという今回の改正に着手すべきだ、時間が大事だということで、主張させていたたいてるわけですけれど

別として、現役時代に所得が低くて保険料をほとんど納めなかつた、この辺の人で、老後、年金を受給するようになつてからまたま何か収入がある、高額収入があるというような人は、現役のときは払わなかつたですから、最低保章年金はもら

あり得るということで、シンプルアンサー、ありがとうございました。

制度改革をおくらせればおくらせるほど、財政が逼迫をする。試算したら、何兆円か、十兆円近くなるかもしませんが、そういう悪化があつても、どういう理由で今回の一元化を中心とする民も。

うわけですね。

ないんで、いかんともこれ以上の議論はできませ
ん。

主党の案の方が国民全体として得なのか。得する人ほどで、損する人がどれで、その時間的な、

入になります。

収入があります。それから、消費税を我々二〇〇七年から上げるんですから、後ろにおくらせるということじゃないです。逆に、早期に消費税で積立金の積み立て効果が上がって、その運用収入が、政府案のようない回りが確保されるのではれば一兆円強あって、つまり、政府案と同じ額の支出のために充てられる財源がイコールで成り立つという計算をちゃんとさせていただいています。

これが成り立たないとすれば、政府案も成り立たないということになりますし、いみじくも今委員がおっしゃましたとおり、政府案もぎりぎりの数字とおっしゃっているわけで、賃金上昇率であれ、利回りであれ、GDPであれ、何か一つでも今の言っている政府の数字が違ってきたら、政府案は成り立たないということを私は皆さんもお認めになつていて、それを実現するということを国家国民の目標とするというのもまた一つ大事なんだと思っていています。

いざれにしても、今の団塊の世代、払い終わるまでは負担を上げて給付を下げる、次の団塊ジュニアは、二〇五〇年以降この積立金を崩していくという第二波まで考えて、一波は過ぎし、そして二波も過ぎしという二段立てで政府案は成り立つてゐるわけだ、ただ、そのところは、どうも余り二波目に対して、団塊ジュニアに対してどう対処するのかということについての説明が今なかなか理解が不可能だということだけ申し上げさせていただきたいと思います。

それと、その次に、本当に根幹中の根幹、精神中、哲学中の哲学ということで、先ほどから古川先生がおっしゃつてゐるように、完全な公平を目指していくんだということで、払った分だけもらう、だから、冒頭から私が申し上げているように、支払い能力に応じて支払つて、必要に応じて支払い、能

度と合わないと思うんですね。逆に、早期に消費税で積立金の積み立て効果が上がって、その運用収入が、政府案のようない回りが確保されるのではれば一兆円強あって、つまり、政府案と同じ額の支出のために充てられる財源がイコールで成り立つという計算をちゃんとさせていただいています。

これが成り立たないとさせています。

立たないということになりますし、いみじくも

立たない][(立たない)]

力に応じてもらうということとは、公的な年金制度と合わないと思うんですね。

そこで、だから、根本が違うわけでありまして、完全な比例だつたら民間の保険制度でいいわ

けですので、そのところが根本的な自己矛盾と

してどうして私自身納得がいかないので、そこ

ら辺のところ、ちょっと古川先生、教えてもらひ

ましようか。

そこが、だから、根本が違うわけでありまして、完全な比例だつたら民間の保険制度でいいわ

けですので、そのところが根本的な自己矛盾と

してどうして私自身納得がいかないので、そこ

ら辺のところ、ちょっと古川先生、教えてもらひ

ましようか。

○古川(元)議員 そのところはまさに福井議員

が、どうも時代認識は同じですけれども、根本的

なところで御理解をいたいでいるのかな。

私たちも先ほどから申し上げておりますように、

民主党案は、所得と給付の関係が明確な所得比例

年金と、税を財源とする最低保障年金、この二つ

の組み合わせによって成り立つている公的年金で

す。所得比例年金の部分については、これは負担

と給付の関係を明確にして、そして負担に応じた

給付をちゃんとお約束する、その一方で、税を財

源とするとものについては、これは最低保障年金と

いう形で、所得比例年金である一定額の年金額に

達しない人たちを中心に重点的に税を投入してい

くという形で、公的年金に求められる老後の安定

生活を行うために必要な基礎的な所得を保障

するという役割を果たさせていただこうというも

のであります。

今現在制度は、年金と保険料がいわば水割り

のようになつておらずして、高額の年金をもらつ

るという形になつてゐるわけあります。税の役

割として、果たしてそうした高年金の人まで税を

投入する必要があるのかどうか。限られた財源の

中で必要な人に本当に手当を行つてい

く、やはりそのためには、私どもが考へるよう

に、年金額の少ない人、うした人を中心私ども

もは税を投入すべきであるというふうに考えてお

ります。

また、この所得比例年金、民間の年金と全く同

じじやないかというふうに言われましたが、私ど

もは、この所得比例年金については、財政方式に

ついては基本的に賦課方式というものを考えてお

ります。そういう意味では、急激な物価変動、そ

れには対応ができません。

民間の保険ではこうした急激な物価変動とい

ります。民間の保険ではこうした急激な物価変動とい

組織論、IT化の詳細に至るまで設計をしなければならないということ、これはちょっとと考えただけでもすごい大変なことだと思います。

スウェーデンの例なんかは余り詳しく知りませんけれども、九百万人という国家国民の総人口で、もともとサラリーマンが多い国ですし、それからコミュニティベースで所得が捕捉されています。だから、社会保険庁じやなくて市町村に戻せという議論になるかのごとくのようだ、そういう社会的な背景もあるということです。

スウェーデンと日本とは全く違うということで、納税者番号制度の前提としての、先週おつしやった社会保険庁と国税庁の統合による徴収の一元化について、どういう事務的なイメージをお持ちなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○五十嵐議員 ありがとうございます。

今の状況を前提にして、課税最低限二百五十万円以下は納税申告しなくていいんだというような状況を前提にしていると、先生のような御懸念があるかもしれませんですが、ここでは完全に、将来の年金の給付が所得に応じた保険料納入とリンクをしてまいります。むしろ積極的に申告納税が行われるつもりです。私は、日本人という国民は、税制度そのものが正直な申告納税を前提としていると思いますけれども、私は、実はかなり正直な納税が積極的にむしろ行われるというふうに思つております。この制度で大幅な課税漏れが起きるというふうには考えておりません。

そしてまた、徴税の効率性は、まさに徴税のノウハウというのはむしろ国税庁の方がかなり持っておりますから、それは効率的に行えるだろう、こう思つて、制度全体の設計として、それほど大きな徴税漏れがあるということは前提にしなくていいだろうというふうに判断しておりますし、歳

入居構想というのは、私は極めて合理的な仕組みだというふうに判断をいたしております。

○福井委員 ちょっと時間がなくなってしまいましてすけれども、実は、有料道路でも徴収漏れの場合は、一〇〇%ということはあり得ないというの現場における実感でございます。しかも、一番低いところの最低保障年金のところ、この辺のところから、このゼロ点から、善意を前提とした制度設計というのはこれはなかなか厳しいなというのが、この図を見たときの正直言つた私の感想です。

生活保護は、だからこそ、うるさいと言われても、役所がやり過ぎるところは是正しなければなりませんが、その生活をチェックさせていただいている。役所が、何という名前なのか知りませんけれども、役所の方が、あなたはなるほど保険料を掛けられる能力なかつたね、今でもないねというこ

とを証明しなければならないというには、余りにも

今の事務に負荷をかけ過ぎるし、そうじゃないん

だつたら善意を前提とした制度設計になるとい

ことで、ここのはなかなか悩みかなという

ことと悩みを強調させていただいて、そしてま

た、この一時間、お伺いしたいもののうち半分も

聞けませんでしたけれども、これだけ素直で、こ

れだけ純粹無垢な私でも、民主党案に賛成しま

しょうというふうにはなかなか洗脳されなかつた

ものですので、またひとつ一緒に勉強させていた

だきたいと思います。

時間が来ましたので、以上で終わらせていただ

きます。ありがとうございます。

○衛藤委員長 次に、原田令嗣君。

○原田(令)委員 自由民主党の原田令嗣です。

年金制度をつくると言つておられます。

この後半の部分は、我々与党も同じように認識を共有しているというふうに思うわけあります。

ただすけれども、実は、有料道路でも徴収漏れけれども、問題は、どのようにこの年金制度を持続させるかという点であります。国民の年金についての最大の関心は、やはり保険料を幾ら払つて年金を幾ら受け取れるのかということだと思います。先ほどは、枠組みだけを示せばよいという御説明もありましたけれども、やはり、給付と負担の関係を数字で明確に示すことが、民主党案のタイトルにもなっております。国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度だと思います。でも、残念ながら、民主党が提出された法案を読む限りでは、数字が入っていないのは三カ所だけであります。これでは国民は安心できませんし、透明といつても、余りにも透明過ぎて、透け透けで、中身が全然見えない法案だというふうに思います。

私は、必ずしも明確に理解できない点を中心にしてお聞きしたいたいと思います。私は、必ずしも明確に理解できない点を中心にしてお聞きしたいたいと思います。私は、必ずしも明確に理解できない点を中心にしてお聞きしたいたいと思います。私は、必ずしも明確に理解できない点を中心にしてお聞きしたいたいと思います。私は、必ずしも明確に理解できない点を中心にしてお聞きしたいたいと思います。

まず、民主党案にはこれは明記されていません

けれども、繰り返し説明で、二〇〇七年から三%

程度の年金目的消費税を開始すると説明されてお

りますけれども、再度御質問させていただきま

す。年金目的消費税三%で三十年間程度は年金財

政は健全な状況を維持できるという説明を繰り返

されておりますけれども、いかなる根拠でそのよ

うな計算ができるのか、具体的な説明をお願いし

たいと思います。

○五十嵐議員 繰り返しの御答弁になるかと思ひ

ますが、二〇〇七年から三%の消費税を目的税と

していただくなっています。そうすると、政府

案よりかなり急速に年金の積立金というものは積み

上がりります。実際に、正確に言つて、二・数%で

当初は足りるんですね。したがつて、積み上がり

が早くなります。しかし、実は二〇三〇年から收支差が出てまいりまして、二〇三五年以降はかな

したように、途中の二十年、二十五年といったところでも、余裕を持つて先に積み上げていくものですから、かなり余裕を持つて支払いをすること

ができ、当面、三十年間の間は全く御懸念が要らない。これはさまざまケースを試算しながら、政府の数字がもとでありますけれども、いろいろなバターンを計算し尽くした結果、十分それでいていうことを提議をさせていただいているわけですがあります。

○原田(令)委員 今の御説明もわかつたようなら、本当にどうなところでありますけれども、これから本当に年金財政が大変になるのは団塊ジユニア世代が年金受給者となる二〇五〇年以降からだ

というふうに私は認識しております。

民主党のこれまでの御説明では、三十年間は何とか維持できる、二〇五〇年ですか、までは積立

金を取り崩しながら何とかやっていくということ

ですけれども、一体、将来に向けた制度の持続性

とか維持できる、二〇五〇年ですか、までは積立

金を取り崩しながら何とかやっていくこと

でしようか。責任ある御答弁をお願いしたいと思

います。

○枝野議員 私どもは、今申しましたとおり、積

立金を消費税をお願いすることによつてきちっと

積み立てた上で、団塊世代、そして団塊ジユニア

世代が給付を受けるピークをにらんで計画的に取

り崩す。したがつて、政府のように、そのずっと

先である百年かけて取り崩すというやり方より

も、積立金の運用と取り崩しの計画性によつて、

そこを乗り切るための余力は、政府案よりずっと

比較的大きい。

それからもう一つは、所得比例年金で、基本的にはその部分は賦課方式でお願いをするという新

制度を立ち上げることによって、団塊世代につい

てはもうほとんど新制度は関係ありませんが、団

塊ジユニア世代の給付のかなりの部分は新制度に

基づいて、これは賦課方式ですから、給付は安定

をするという形になつていきます。

そして、その上で、しかし年金の目的としての

最低保障、つまり、所得が中堅から下の方の皆さ

んに對しては税できちつと補つていくという部分のところをしつかりとやつしていくという、そういうふう……発言する者あり(ちょっと黙らせてもらえない)。うるさくてしようがないんですねけれども、黙らせてください。黙らせてくれないと答弁にならないわ。黙らせてくませんか。

○衛藤委員長 静かに。御静粛に願います。

○衛藤委員長 御静粛にお願いします。

どうぞ、御答弁を。

○枝野議員 黙らせてください。まだやつていますよ。黙らせてください。全く話と関係ないことでやり合つていられたんじゃたまらないよ。黙らせてください。答えられない。答えの途中で邪魔になつて答えられない。黙らせてください。

○衛藤委員長 御静粛に願います。御静粛に願います。

どうぞ、答弁。

○枝野議員 答弁させていただきます。

そういう形をつくらせていただいておりますので、私どもの方が、五十年先に制度の枠組みとしてその最低保障年金、賦課方式で足りない部分の最低保障を税でということについて、しつかりとした枠組みを出させていただいている世の中、賃金がこれから三十年、五十年にわたつて毎年二・一%も上がつていくということを前提としている政府案に比べて、圧倒的に長期にわたる信頼性は高いというふうに考えております。

○原田(令)委員 ということは、二〇五〇年以降に消費税を上げる可能性も極めて高く考えられるということでありましょうか。

○枝野議員 今から四十五年以上先の話であります。それまでの間に、これは政府も、例えばプライマリーバランスをとるとかいろいろおっしゃつております。我々が政権をとらせていただいている間で、プライマリーバランスをとるということは早期にやらなきゃならない。少なくとも、二〇三〇

年、二〇五〇年のころまでにプライマリーバランスがとれていないような財政をやついたら、そこそこ財政は破綻をして、超ハイパーインフレが起つて、国は破綻をするということになつてしまつている。自民党政権が続いて、そうなつていなかつことを期待したいと思いますが。そういうことになつてしまつて、プライマリーバランスをきちっとつていかなきやならない。

そして、これから三十年、五十年先というのとは、残念ながら今よりも人口が大幅に減つっていく社会であります。人口が減つていく社会に入つてかかるだけのことは、これまで新しい、一般財源の使い方として新しい時代に入つていかざるを得ないというふうに思つています。

従来のように、人口がふえていきますから社会資本整備のところには多額の投資を、せざるを得なかつたし、やつてきたのが私たちの国でありますけれども、人口が減つていけば、新しい道路をつくつても、そこをだれが歩くのか、走るのかという時代にこれから急速に入つていくわけでありまして、これから三十年、五十年かけて、そもそも財政の一般的な使い方というものは今と大きく変わつてゐるのは当然だろうというふうに思つてゐますので、そのところをかみ合わせてくれば、そうしたインフラ整備の部分のところを大幅に減らすことによって、三十年、四十年、五十年と段階的に一般財源の使い方をえていくことによつて最低保障年金の財源は確保できると思つてゐます。

○原田(令)委員 ちよつと、私、余り理解できなかつたんでありますけれども、理解できない点がいっぱいありますので、次に質問をさせていただきます。次に、保険料の負担の問題について質問です。自営業者などの場合には、現在の厚生年金のよう二分の一の事業者負担がありませんの、例えば所得等に、民主党の言い方では一律公

平にという言い方になるんでしょうか、そのまま一三・五八という保険料を掛けるのでしょうか。そうすると、現在の負担の一萬三千三百円よりも重い負担となる場合もあるというふうに思われますけれども、自営業者の方の保険料をどうするのか、これは制度の基本的な部分、根幹部分ですので、改めてその考え方を伺いたいと思います。

○古川(元)議員 自営業者の保険料負担につきましては、現行の国民年金におきまして、所得にかかわらず定額でやつてある……(発言する者あり)

○衛藤委員長 御静粛に願います。

○古川(元)議員 よろしいですか。

現行の国民年金で所得にかかわらず定額の一萬三千三百円。ですから、自営業の人ですと、夫婦いらっしゃいますと二人で二万六千六百円。これが、今の公的年金の加入者の状況等調査によりますと、保険料未納者の約六割が、この保険料率が極めて高くて経済的に支払うのが困難だ。そういう回答があるわけなんですね。それはやはり、今の定額保険料率に問題があるんじやないか。ですから、私どもは、所得比例という形で所得に応じた、少ない所得の人はそれに応じた少ない負担をしていくべきだ、そういう制度にしたいといふふうに考えております。

今、自営業者、非常に負担が重くなるんじやないかというお話をございました。私どもは、この保険料率については、基本的な考え方の一番のベースは、それは被雇用者、雇われている人と、サラリーマンと同じような一律ということを考えられるというふうには思つておりますけれども、ただ、先日も申し上げましたが、現行制度においてこの被用者における事業者負担の性格が明確ではないんですね。これについて政府の説明では、これが被保険者の負担ではなくて企業が制度に基づき負担するものというふうにしております。これが事業者負担の性格だということにかんがえますと、実は、被用者個人の保険料率は今一三・五

八だと言つておりますが、実際にはこれは六・七九%、これが負担している分だということとも考えられわけでありまして、そういう考え方をとるとすれば、これは自営業者についてもこの半分というものを、保険料率を適用するということも考え方としてはあるのではないかと思うります。

この辺については、この事業主負担部分のあり方というものについてきちんととした議論というものをやはりしていかなきやいけないんだろうというふうに思つております。

そしてまた、重くなる、仮にこうした半分の保険料であつても、確かに今よりも保険料が大きくなるという方はいらっしゃると思います。

しかし、その方は、負担がふえればその負担に応じた給付というのも当然多くなるわけでありまして、負担だけ重くなつて給付が少なくなるということではありません。今までの定額の一萬三千三百円はなくなつて、夫婦であれば二万六千六百円がなくなつて、そして夫婦で本当に所得がどれだけあるのか、その所得に応じて定率の負担をしていただいて、その負担に応じてきちんと所得比例年金は給付が行われるという形でありますから、私は、この点については自営業者の皆さんにも御理解をいただけるものというふうに考えております。

○原田(令)委員 次に、保険料の基礎となる所得等の範囲について伺いたいと思います。

自営業者の方の場合には必要経費を除いたものを考慮との御説明がありましたけれども、必要経費を除いた結果、例えば千円の所得の人にも、学生のわずかなアルバイト収入やお年寄りの年金などにも保険料を求めていくのでしょうか。この辺についてお答えください。

○五十嵐議員 基本的には、総収入から必要経費を除いたものに賦課をするということになります。

ただ、前にも御説明いたしましたけれども、サラリーマンとの負担が、どれが公平かというは議論のあるところでございますから、それについ

ては、もし我々の案を認めていただければ、与党さんとも協議をした上で、協議をすれば、妥当な線が出てくるかと思います。

基本的には、先ほども、何回も申しますけれども、総収入から必要経費を引いた部分について賦課すべきだ。（発言する者あり）やじに答える必要はないわけありますけれども、私ども、その点についても回答しております、所得把握はきちんとできると考えております。

○原田（令）委員　さまざまなもの得を想定した場合には、やはりその公平な把握というのが非常に重要なふうに思います。

先ほども、損得でなく公平が重要だという説明がありましたけれども、それを担保しているのが民主党の場合には納税者番号制度の導入だというふうに思いますけれども、納税者番号制度については、金融性資産にかかるものだけでなく、商取引にも広げたものを検討すると受け取れるよう御説明もありましたけれども、具体的にはどのような納税者番号制度を検討するのか。これは国民にとって極めて関心の高い問題でありますので、具体的にその考え方を伺いたいと思います。

○五十嵐議員　納税者番号制度は、御存じのとおり、いろいろな所得、最近は一人の方でもいろんなタイプの所得を得られるようになつております。たゞ、ここへ来て、足の速い金融等に源を持つ所得については、二元的所得税論というものが出ておりまして、別途それは切り離して課税をすればいいではないかという話もありまして、我党中央でも実は二元的所得税論を主張する方がかなり多くなってきてるということも事実であります。

納税者番号制度はさまざまな意味で必要だといふふうに思つておりますけれども、その納税者番号制度をこの年金制度にどのように使うかについては、なお緻密な検討がやはり必要だらうというふうに思つています。

しかし、基本的には年金番号とリンクしたような番号制度をつくることによつて、極めて正直な申告というのが行われて、私はむしろ本体の所得税等の把握についてもいい結果をもたらすものだと思います。

申告というのが行われば、性格は異なるかもしませんが、國民の側からすれば全く同じであります。だ、こういうふうに思つておられるわけです。

○原田（令）委員　次に、民主党案では保険料の未納問題は生じないと御説明がありました。その点について質問をしたいと思いますが、一元的に税と保険料を徴収するので未納問題は生じないと断言されている理由を、改めて御説明を伺いたいと

思ひます。

○古川（元）議員　未納、未加入の問題については、今、国民年金の未納、未加入が問題になつてゐるが、原因はどこにあるか。

先ほど申し上げましたように、一つには、やはりこれが私は一番の、未納のもう一つは、やはりこれが私は一番の、未納の最大の理由だと思いますけれども、制度に対する不信心が極めて大きい。今の年金制度に保険料を払つても、どうせいつか破綻してしまつてもらえないのではないかというふうに国民を心配するためには、制度に対する不信感が必要である。

その制度に対する信頼回復とは、政府・与党のようないくつかの手をして、負担と給付の関係だけ現行制度の枠内でバランスをとろう

ような、現行制度を何とか手直して、負担と給付の関係だけ現行制度の枠内でバランスをとろうといふものではなくて、私どもが考えるような、年金制度を一元化して新しい仕組みをつくつていく、その中で負担と給付の関係が明確な所得比例年金と、そして低年金の人たちを中心に最低限の所得、年金を保障する税による最低保障年金等、そういう新しい制度をつくることによつて制度の信頼を回復する。まず、それがこの未納、未加入問題を解決する第一歩だと思っております。

そうした制度に対する信頼があつて、かつ、徴収体制をいたしましても、今、社会保険局とそして国税庁に分かれている、この徴収部門を統合し

は役所の側からすれば性格は異なるかもしませんが、國民の側からすれば全く同じであります。なら、そういう意味では、税と保険料、一括して徴収できるような仕組みをつくつていく。

そして、今回の制度の中では、私どもは、すべての人たちが二十歳になつて、自分の所得があるかないか登録、申告さえすれば、それ以後所得がなければ、所得はない学生あるいは主婦の人には、所得がないという形で申告をすればいいわけ

であります。それだけで、私どもは、きちんとと申告をした人についてはちゃんと最低保障年金も含めた新しい制度を適用していくといううこ

とになつておるわけであります。

私は、國民がそうした制度に対する信用があつて、信頼があつて、にもかかわらず、そもそもそ

うした申告をしないというふうに國民を心配するためには、制度に対する信頼を回復することが必要である。

その制度に対する信頼回復とは、政府・与党の

ようないくつかの手をして、負担と給付の関係だけ現行制度の枠内でバランスをとろう

といふものではなくて、私どもが考えるようないくつかの手をして、負担と給付の関係だけ現行制度の枠内でバランスをとろう

たら、六万件を超える申告漏れがあつたということなんですね。

ここにもやはり公平性というのを考えないと制度の信頼は成り立たないと思うんですけれども、今、こうした事実を踏まえていけば、保険料の未納問題は生じない、人間性善説に立つて生じないということを古川さんは言つておられますけれども、私は必ずしも納得できないというふうに思ひます。

そして、未納が起きた場合にその未納者について最低保障年金を支払うのかという新たな問題も出ますけれども、新制度でも未納者に対しては税

財源による最低保障年金を支払うのかどうか、これをお答えいただきたいと思います。

○枝野議員　原田先生はいつから野党になられたのかよく知りませんけれども、野党が今のよう

指摘をして政府を追及するのは非常によくわかるんですね。税をしっかりと捕捉していないと、今

の、現行の所得税などの課税が、脱税をしている人が、申告漏れがたくさんあって、今の徴税が非

常に不公平ではないか、そういうのをどうするんだ

うのを野党が政府に対して指摘をされるん

ならば非常によくわかる話なんですが、あなた自身が政府・与党の一員であるにもかかわらず、今我々の徴税システムは不公平でありますと

堂々と国民の皆さんに向かつておつしやられると

いう、その感覚が私には全く理解できないのであります。

おつしやられるところ、どんな制度をつくつたって、一〇〇%ということはあり得ないわけ

です。どんな法律をつくつたって犯罪を犯す人はいるわけですから。問題は、税という仕組みと一緒に

することによって、徴税システムと年金保険料を納めているだけシステムが一体化をするわけ

ですから、まさに年金については、将来の権利を受け取るものとの関係ですから、契約、権利性にかかわつてくるところですが、税の部分のところと

パッケージで違反になりますから、それは脱税する人には

いふふうのところで、今と同じように脱税する人に

はしつかりとしたペナルティーを科すということよりも、今の年金だけで別にやつてることよりもずっと違反をする人の数は、大幅に、けた違いに減るというのは間違いない。それとも皆さんは、今の、現行の徴税システムでは大変たくさんの人たちが脱税をしていて実は不公平なんだということをお認めになるんでしょうかということです。

その上で、それでももちろん世の中には違反をする人がゼロという制度にはなりません。自民党的幹事長が、みずから自分の選挙はがきに公務員の名前を使つたりするような堂々とした違反をされるような国でありますから、残念ながら、違反をする人はゼロにはなりません。そうした人たちには税で補われる最低保障年金についてペナルティーを科すということになるのは当然のことだと思つております。

○原田(令)委員 今のお答えでも、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんけれども、最終的に未納者は少しは残る可能性はあるというふうに答えられましたね。その方たちには最低保障年金はどうされるんですか。これについてお答えがなかつたように思いますけれども。

○枝野議員 今ちゃんとお答えさせていたたきましたが、そういう方については、それは税で賄われる最低保障年金について未納であった部分について、つまり違法な行為をしていた部分についてペナルティーを科されるのは、これは当然だとうふうに申し上げました。

○原田(令)委員 今そういう説明がありましたけれども、いずれにしても、年金の目的消費税三%程度で賄えるのかどうかという点、そしてさまざまな所得をすべて公平に把握できるのかという点、そして保険料の未納問題は生じない、基本的にはそういうふうに断言されている点、にわかに納得できない部分があります。

このあたり、民主党の方は、すぐ年金制度改革調査会で議論していくと、いう御説明がありましたが、まさに制度の根幹部分にかかる

問題でありますので、やはり明確な説明がないと国民がそのよし衰えを判断できないのではないかという点を強く指摘しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○大口委員 公明党の大口でございます。

きょう、やつとこうやつて審議ができる。本当に国会議員としてこういうやつて審議ができる喜びを感じさせていただいております。そういう点で、よく民主党さんもこれに応じられたな、どういう理由で応じられたのかわかりませんが、本当によく応じていただいたな、そういうことを感謝しております。

それで、私はこの民主党の案を見せていただきておりますが、ビラができているんですね、こういうビラ、号外ができるであります。その中で、私はやはり一般の方々が知りたいことがあります。一般の方は、なかなか民主党の答弁者のようにならしい理屈というのはわからないんですね。やはり、そういう点では、わかりやすい表現で私は一般的の国民の立場で聞いていきたいと思つます。そういう立場でわかりやすく答えていただければなと思います。

それで、民主党さんの案の中で、例えば被保険者の資格、これは年齢、これがどうなつてているのか、あるいは、既裁定者あるいは新規の裁定者の場合は、しっかりと自動収支均衡装置というものを設けておりますし、また概念上の拠出建ての年からお願いするというやり方で政府案と同じ財源を確保できるということを、我々の財政計算で成り立つていています。したがいまして、私どもは、政府案が本当にモデル世帯で五〇・二%が維持できるということであるならば、我々の計算でも五〇%は維持できる。こういう計算になりますということを申し上げております。

ただし、この前提となつていては、先ほど来申し上げてありますとおり、今、残念ながら、ペア・ゼロの時代が何年も続いたりしている中で、例えば所得が毎年二%程度ずつ上がっていくなどという非常に幻想に満ちた前提に基づいていける数字で、政府の仮定計算、財政計算が成り立つております。

その財政計算そのものの前提を我々は到底信用できないというふうに思つておりますが、残念ながら、それ以外の数字に基づいて我々は財政計算を提した同じだけの財源をきちんと確保できると、それが一番知りたいところなわけです。

そういうことで、例えば既裁定あるいは新規の裁定者の給付水準、これを枝野政調会長は、四月七日に、五〇%は維持する、こういうふうにおつ

しゃつたわけでござりますけれども、今民主党が出されている書類の中であるいは説明資料の中で、そういう五〇%を維持すると、政調会長が

おっしゃつたわけですからすごいことです、これは、そういう説明資料やそういうものがあるのかどうか、そして、そういうものを出されないのでどうか、お伺いしたいと思います。

○枝野議員 先ほどの御質問の中でもお答えをさせていただきましたけれども、私どもは、政府案の前提となつていている数字に基づいて、給付についておりました。

それで、私はこの民主党の案を見せていただきておりますが、ビラができているんですね、こういうビラ、号外ができるであります。その中で、私はやはり一般の方々が知りたいことがあります。

それで、政府案と同じ財源を確保しよう、そのため何が必要かと、こういう計算をしたわけであります。その結果として、保険料率を上げていくのにかえて、消費税を三%お願いする、二〇〇七年からお願いするというやり方で政府案と同じ財源を確保できるということを、我々の財政計算で成り立つていています。したがいまして、私どもは、政府案が本当にモデル世帯で五〇・二%が維持できるということであるならば、我々の計算でも五〇%は維持できる。こういう計算になりますということを申し上げております。

ただ、この前提となつていては、先ほど申し上げてありますとおり、今、残念ながら、ペア・ゼロの時代が何年も続いたりしている中で、例えば所得が毎年二%程度ずつ上がっていくなどという非常に幻想に満ちた前提に基づいていける数字で、政府の仮定計算、財政計算が成り立つております。

その財政計算そのものの前提を我々は到底信用できないというふうに思つておりますが、残念ながら、それ以外の数字に基づいて我々は財政計算を提した同じだけの財源をきちんと確保できると、それが一番知りたいところなわけです。

そういうことで、例えば既裁定あるいは新規の裁定者の給付水準、これを枝野政調会長は、四月七日に、五〇%は維持する、こういうふうにおつ

るんじゃないかなと思つています。

○大口委員 ですけれども、一般の方は、五〇%を維持することをおっしゃつておられるわけですか、五〇%を維持してくれるんだな、こう思つておつしやつたわけですからさごいことです、これで、そういう説明資料やそういうものがあるのかどうか、それはいいです、それで、どうか、そういうふうに受け取るのが僕は普通だと思います。

それで、私はこの民主党の案を見せていただきておりますが、ビラができているんですね、こういうビラ、号外ができるであります。その中で、私はやはり一般の方々が知りたいことがあります。

それで、私はこの民主党の案を見せていただきておりますが、その九条の一項におきましては、これは賦課方式だ、こういうことでござります。その結果として、概念上の拠出建て、二項におきましては、これは概念上の拠出建て、

こういうことでござりますね。

スウェーデンと皆さんの案とはどうなのか、比較はあると思いますが、その中で、スウェーデンの場合は、しっかりと自動収支均衡装置というものを設けておりますし、また概念上の拠出建ての方にも積み立て的なものも用意されているし、あるいは積立金も用意されている。こういうこと

で、いろいろ仕組みをきちっとされております。

そういうことで、結構仕組みが明確になつていて、それで五〇%ちょっとを維持しているわけですね。

すよ、スウェーデンのは、ところが、民主党さんのこの九条の一項、二項を見ましても、どうもそ

で、いろいろ仕組みをきちっとされております。

そういうことで、結構仕組みが明確になつていて、それで五〇%ちょっとを維持しているわけですね。

すよ、スウェーデンのは、ところが、民主党さんのこの九条の一項、二項を見ましても、どうもそ

で、いろいろ仕組みをきちっとされております。

そういうことで、結構仕組みが明確になつていて、それで五〇%ちょっとを維持しているわけですね。

すよ、スウェーデンのは、ところが、民主党さんのこの九条の一項、二項を見ましても、どうもそ

で、いろいろ仕組みをきちっとされております。

政府が出している数字をベースにして我々も試算をさせていただいておりますから、政府が言うモデル年金、そもそもこのモデル年金というものの具体的な概念にも私どもは疑問を持つておりますけれども、あえてそれを使って、それで比較をすれば、これは……(大口委員)仕組みを聞いているんです、仕組みを。だから、それはもういいですか。もう何回も聞いているから。仕組みを」と呼ぶ)いや、ですから、私が言っているんです。ちょっとと聞いてください。(大口委員)「一項、二項について聞いているんです」と呼ぶ)一項、二項は——五〇%というの、最低保障年金と所得比例年金を組み合わせた形でちゃんと約束をするということをお伝えしているわけあります。

○大口委員 今、枝野政調会長からもいい質問だと言つていただいたのですから、どんなに精緻な仕組みが聞けるかなと思ったんですよ。スウェーデンはこうやって仕組みをつくっているわけですよ。私はそこを聞きたいんです。答えてください。

○古川(元)議員 私ども、この一項と二項の話については、マクロの中で見れば、これは、保険料総額、その年に入ってきたもののマクロのところで保険料総額に見合うような形で給付は決めていくと。また、二項のところでは、それぞれの受給者の立場から見ると、その受給者が生涯にわたって払い込んだ保険料総額、それに見合った給付を行ふものとしていくと。そういう意味で、この一項と二項というのは、マクロで見た財政の部分と、そしてそれぞれの受給者とのことで見たその受給額、そのところをこの一項、二項でお示しをさせていただいているというものです。

○大口委員 そうすると、自動収支均衡装置といふのは考えていないんですか。

○古川(元)議員 この一項と二項との間を結ぶものとしてスウェーデンのような形の自動調整の仕組み、何らかの形のことは考えていかなければいけないというふうには思つております。ただ、そこにつきましては、これはいろいろな

考え方もある。政府の案で今出されているようなマクロ経済スライドのようのも、ある種の、これは多分、大口委員御自身がよく御理解だと思いますけれども、スウェーデンの形をあたかもどつたように見せて実はかなり違う、そういう調整の機能を入れようとしているわけあります。私どもは、このマクロ経済スライドのような、極端にこれから二十年ぐらいの今の年金受給者に對して負担を重くするような調整というものはいかがかというふうに思つておりますが、そうではなくて、私たちのはスウェーデンの形に見習つたものにするのか、あるいは、この点については、これは給付にも直接影響してくる話であります。そして、それは、私ども所得比例年金にプラスをする最低保障年金、それをどれくらいにするかというわけではなくて、国民的な議論を踏まえた上で、具体的な、そうした詳細の、そういう調整機能については決めさせていただきたいというふうに思つております。

○大口委員 ただ、このチラシによりますと、「支払った分に比例して受け取る」というふうに思つております。

○古川(元)議員 「比例して」と書いてあるところがポイントなのかも知れませんが、そこ辺は正直に、均衡装置というものはやはりいまじめに考えて、ここは真剣に出していただきたいな、こういうふうに思つております。

それで、次に、最低保障年金についてお伺いをしたいと思います。

最低保障年金が満額支給されるのは、所得等の比倒年金の年金額が幾らくらいまでなのか、これは本当に知りたいところなんです。だって、受け取る側にとつてみれば、最低保障年金が満額受け取れるかどうかということは最大の関心事ですよね。それから、全く支給されなくなる人たちにとってはどういう所得層なのか。ここがはつきり答

弁していただいていいんですね。それで、最低保障年金というのはそもそもどういうふうに考えられるのか。最低保障年金の哲学が見えないんですね。そこで、哲学と、どこまで最低保障年金が満額受け取れるかどうかという、またその折り目がどうなのかというようなこと、そしてそれがゼロになるのかと。哲学とその数字がかかるといふふうに思つておりますが、そうではなくて、私たちのはスウェーデンの形で見習つたものにするのか、あるいは、この点については、これは給付にも直接影響してくる話であります。それは、私ども所得比例年金にプラスをする最低保障年金、それをどれくらいにするかというわけではなくて、国民的な議論を踏まえた上で、具体的な、そうした詳細の、そういう調整機能については決めさせていただきたいというふうに思つております。

○大口委員 ただ、このチラシによりますと、「支払った分に比例して受け取る」というふうに思つております。

○古川(元)議員 最低保障年金についての哲学は何度も申し上げていると思いますけれども、これは老後の、ここでも書いてありますように、基礎的な生活を賄う部分に要する費用を賄うことができるような額のものを前提に考えていいきたいというふうに思つております。

それで、次に、最低保障年金についてお伺いをさせていただいているというものです。

○大口委員 そうすると、自動収支均衡装置といふのは考えていないんですか。

○古川(元)議員 この一項と二項との間を結ぶものは本当に知りたいところなんです。だって、受け取る側にとつてみれば、最低保障年金が満額受け取れるかどうかということは最大の関心事ですよね。それから、全く支給されなくなる人たちにとってはどういう所得層なのか。ここがはつきり答

不明確なわけがありますね。

ですから、前から私ども、ここで申し上げておりますように、そうした税の役割として、不明確な今のような、すべての人に、年金額の多い人も少ない人も均一に入れるという、税を投入すると少ない人も均一に入れるという性格にかんがみれば、その部分に足らないような人たちを中心に重点的に税を投入していくという形で、私どもは、最低保障年金というものを入れさせていただきたい。

その最低保障年金を入れる水準、そういうことを何度も御質問い合わせでありますけれども、私どもは、先ほどから言つておりますけれども、モデル年金 モデル世帯といふものを使うこと自体、そもそもこれが現実的ではないと思っておりますが、政府がおこなはれておるのとあえて比較するために、このモデル年金世帯において、大体、所得代替率で五〇%が確保されるような形で、所得比例年金にプラスする形で最低保障年金を加えさせていただきたい。

私どもの所得比例年金では、現行の保険料率を前提にいたしますと、それだけでは所得代替率がモデル年金の場合だと五〇%には行きません。ですから、その五〇%を維持するため、その最低保障年金をプラスして、大体、モデル年金においてその五〇%が維持できるよう、そういう制度設計をさせていただきたいというふうに申し上げているわけでございます。

○大口委員 今中堅のサラリーマンの方について、あのグラフを見ますと、トータルの額ですべて、額としては、要するに角度がちょっと落ちてないよ」と呼ぶ)いやいや、落ちてているんじゃないですね、額としては……(古川(元)議員)落ちてないよ」と呼ぶ)いやいや、落ちてているんじゃないですか。だって、このグラフを見たら、ちゃんと角度が落ちていてるでしょう。これは、落ちてないというのと、落ちていてるのと、どういうことかわからないです。あのグラフを見れば落ちてい

どんどん厚生年金から国民年金へアウトソーシングされている、雇用形態が正規雇用から派遣労働等に移っているということから見て、雇用を守らうとすれば、それは消費税で見た方がよほど国民にとってはいいと。

それから、企業負担になるというけれども、企業負担はしょせん物価という形で転化されるんです。そういう意味では同じなんですね。一安心だ、企業負担だから個人には何の関係もないんだということには実はならないあります。

そういうことで、まず我々が考えているのは、雇用を大切にすることだ。十四年十一月に経産省が発表した年金制度改革によると、当初予定された厚生年金の保険料率を二〇%まで引き上げると、失業率は最大一・三%上昇し、雇用は百万人削減される、こういうことになつてきています。

今回これを一三・八%への上昇にとどめたとしても、それを比例的にこの数字を使って計算しますと、一%失業率が悪化し、七十五万人の雇用が失われることになります。そちらの方が非常に大きな影響があり、かつ結果として、政府が言つておられる今の年金制度も維持できなくなるということを私どもは申し上げているわけであります。

[宮澤委員長代理退席、委員長着席]

○大口委員 時間がもう来てしましました。

もう一つは、年金積立金を二〇五〇年までに使いつつ、二〇五〇年から実は三人で二人を支える大変な時代が来るというにもかかわらず、保険料は上げない、そして消費税の率もあるまいだ、こういうことですので、そちら辺の危惧も、私は示させていただいて、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○衛藤委員長 午後一時から委員会を開くことにとどし、この際、休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時開議 午後一時開議
○衛藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
○五島委員 質疑を続行いたします。五島正規君。

○五島委員 この委員会、さまざま経過の中でですが、野党の側からこの中身について本格的な質疑がまだされていない、そういう状況でございます。そこで、かなり一般論から入つていただきたいと思うのですが、今日、日本の年金制度は、空洞化している、崩壊の危険性があるというふうにも言われています。事実、それを見ていく中において、現在、国民年金あるいは厚生年金で、未加入の人が大変ふえてまいりました。

○五島委員 例えれば、都道府県別に見ましても、国民年金の納付率、例えれば一番低いところで沖縄県の三八・七%しか国民年金の納付者がいない。高いところで富山県あたりの七三%台というところが一番高いという状況でございまして、約半数の自治体において六割を割つているというふうな状況になつています。さらに、市町村別に見てみますと、例えれば、鹿児島県の天城町などにおいては国民年金の納付者が三〇%を割つているという状況にございます。

○薄井政府参考人 なぜ、このように納付率が悪くなつたのか。当然、この間の経済的な状況もございます。雇用の変動もござります。さらには、現在の年金制度に對して、現役世代が自分たちはもうもらえないかもしれないということで入らないといふこともあります。

○薄井政府参考人 お答えを申し上げます。

平成十四年度の保険料の納付月数自体でございまますけれども、これはほぼ前年並みの約一億三千六百二十七万月ということござりますけれども、納付対象の月数、納めるべき月数の方がかなりふえたということございまして、平成十三年度から平成十四年度にかけましての国民年金の第一号被保険者の保険料納付率でございますが、十

三年度が七〇・九%でありましたのが、十四年度は六二・八%、約八・一ポイントの低下といふことになつております。

○五島委員 この納付率の低下の要因でござりますけれども、御指摘ございましたように、平成十四年度に市町村から国へ収納事務が移管された、その際の対応におくれがあつたという部分も若干あらうかと思いますし、それから、地域によりまして、特に地方ではござりますけれども、地域に根差しめた民間の納付組織というものがあつたわけでございますが、この活用ができなくなつた、こうのことによる影響もあつたといふふうに考えております。

すなわち、平成十三年度から十四年度の間に非常に納付率が落ちている。例えば、鹿児島県においては一四・六%、宮崎県においては一六・七%、あるいは都道府県別に見ました場合に、先ほど挙げました鹿児島県の天城町、平成十四年度で二九・五%でございますが、平成十三年度は六〇・五%である。すなわち、平成十三年度から十

四年度の間において、大きく年金の納付者が落ちている。

この一つとして、この間において年金の徴収が接収するという制度に変わつた。そのことに思つて大きく落ちているのではないかというふうに思われるわけでございます。

もう一つ大きな問題は、この間においていわゆる免除者の数を大幅に、半分に減らしてしまつた。免除者から排除された人の納付率は一五%、そういう状況の中で、年金からの締め出しがこの時期に大きく起つた。このことが一つは、現在の年金の未納者が大幅にふえた原因ではないかと思うわけでございますが、この点について社会保険庁はどういう認識しておられるのか、お伺いしたいと思います。

また、これも御指摘ございましたけれども、厳しい経済情勢の中で、離職等によりまして国民年金の第一号被保険者になられる方がふえている。

これらの方の納付状況も相対的に低い。こういう要因も低下要因の一・五割程度、こういうふうに見ていくところでございます。

○五島委員 納付金額はそれほど落ちていないとおっしゃるわけですが、この間において、いわゆる一号被保険者が厚生年金からどんどんと締め出され移らざるを得なかつた。それが十分に一号被保険者として納付者にならなかつたということを考えたら、年金全体として見ていつた場合に、間違いなく大変な空洞化をしている。

しかも、できるだけ影響力を小さく言いたいんでしょうが、例えば、東京都をとつてみまして、確かにこの十三年度と十四年度との間に、納付率は、東京都の場合は四・五ポイントしか落ちていません。しかし、もともと東京都は平成十三年度においても国民年金の納付率は六一・八%。それが五七・三%まで落ちている。半数強にまで納付者がいない。あるいは、大阪、京都、兵庫、

そうした大都市をとつてみましても、軒並み、要するに全国どこ一つとして納付率についてゼロというところがない。一けた、二けたの落ち込みをしています。青森に至つては一七・八ポイントも落ちている。

こうした状況と、あるものがある中において、微

て、従来の特例免除、個別の事情を見て、ということをベースとして判断をするというふうに改まりました。申請全額免除者数というものが前年度に比べましてほぼ半減をいたしているところでございます。このように、免除から外れた方の納付率が低いということがございまして、先ほど申し上げました八・一ポイントの低下のうちの約半分ぐらいは、この免除制度の見直しによる影響といふふうに見ているところでございます。

また、これも御指摘ございましたけれども、厳しい経済情勢の中で、離職等によりまして国民年金の第一号被保険者になられる方がふえている。これらの方の納付状況も相対的に低い。こういう要因も低下要因の一・五割程度、こういうふうに見ていくところでございます。

また、これが御指摘ございましたけれども、厳しい経済情勢の中で、離職等によりまして国民年金の第一号被保険者になられる方がふえている。

これらの方の納付状況も相対的に低い。こういう要因も低下要因の一・五割程度、こういうふうに見ていくところでございます。

○五島委員 納付金額はそれほど落ちていないとおっしゃるわけですが、この間において、いわゆる一号被保険者が厚生年金からどんどんと締め出され移らざるを得なかつた。それが十分に一号被保険者として納付者にならなかつたということを考えたら、年金全体として見ていつた場合に、間違いなく大変な空洞化をしている。

しかも、できるだけ影響力を小さく言いたいんでしょうが、例えば、東京都をとつてみまして、確かにこの十三年度と十四年度との間に、納付率は、東京都の場合は四・五ポイントしか落ちていません。しかし、もともと東京都は平成十三年度においても国民年金の納付率は六一・八%。それが五七・三%まで落ちている。半数強にまで納付者がいない。あるいは、大阪、京都、兵庫、

そうした大都市をとつてみましても、軒並み、要するに全国どこ一つとして納付率についてゼロというところがない。一けた、二けたの落ち込みをしています。青森に至つては一七・八ポイントも落ちている。

こうした状況と、あるものがある中において、微

吸制度の変更というものが余りにも厚労省の省益を優先した選択の結果ではなかつたのか。このことは、大臣 今大臣が医療保険制度の一元化の問題もお話しになつています。例えば、国民保険、これを都道府県に移した場合に保険の徴収率はどうなるのか、落しないのかという議論もございました。まさにその例がこの年金問題で起つてい
る。

たくさんあります。この厚生労働省のとつてきましたやり方によつて、これだけ納付率が落ちたということだろう、というふうに思います。後ほど大臣の御意見もお聞きしたいと思います。

○薄井政府参考人 これからお答え申し上げるか
はございますけれども、例えば平成十年度と平成
十四年度で比較をさせさせていただきます。
平成十年度の厚生年金保険の適用事業所は百六
十九万でございますが、平成十四个方面は百六十三
万弱ということでございまして、約六万ほど減つ
ております。

一方で、雇用保険の方でございますが、同じく平成十年度は百九十九万力所強でございますけれども、平成十四年度は二百二万力所ということです。雇用保険の方も、直近は減っているございます。かけましては若干ふえてきているという状況でございます。

この厚生年金と雇用保険の適用事業所でございまますけれども、これは御案内のとおりでございますが、厚生年金の方の強制適用事業所の方は、法人の事業所で常時従業員を使用するもの、それか

ら、製造、建設等の所定の事業を行います個人の事業所で常時五人以上の従業員を使用するものと、いうのが厚生年金の方の強制適用事業所でございます。一方で、雇用保険の方の強制適用事業所は、基本的には、法人の事業所か個人の事業所か、あるいは事業の種類というものを問わずに労働者を使用する事業所とされているところでございまして、両方完全には一致しないものであるといふことは御理解をいただきたいと思っております。

社会保障庁が評価をできないということでは、これはどうしようもないんだろうと思います。

て存在している。
そういうふうな状況が相まって、一つは、国民
の中でもこの年金制度はもうもたないのではないか
と言われているというふうに思います。
年金制度の問題については後ほどまた御質問と

意見を申し上げますが、こうした状況について、大臣、どうお考えなのか、まずお伺いしたいと思います。

加入者が減った。それは委員が御指摘のとおりであると私も思つております。国がやるということになりましてから急激に下がつた。これは、下げてはならぬと大分言つていたんですけれども、現

実問題として下がつた。
考えてみれば、それぞれの県内、地域におきまして、市町村役場の皆さん方が中心になつておやりになつている場合と、そして、国が一律で、それぞの都道府県の中で一本で把握をしてやつて

そういうことも含めて、現実にこの年金制度から離脱してきている人が大変ふえてきた。さらには、加入から国民年金の加入に押し出されざるを得ない労働者がいます。その方々は、厚生年金の問題です。

ので、労働保険サイドとのデータ突合というのをやりまして、把握できたものにつきまして、加入手続き等について、ちょっとお話をうながしておきたい

加えまして、四百八十万とも、二〇一〇年には五百万になるとも言われておりますフリーターといふ存在。確かに、みずから職業を選択することに対する多様性の時代です。そういうフリーターという働き方をする人、そういう形で社会に

参加される方の存在、それがいいとか悪いとかいう前に、こうしたフリーターという人たち、常用労働者の平均所得に比べても約三・五分の一ぐらいい、そういう状況の中で、このフリーターの人た

ちは年金に入っていないのが圧倒的に多い。五百萬ですよ。約四年分ある。言いがえれば、四十年間の年金の支払わなければいけない人々の約一割にも相當しようかという人がフリーターという形で存在している。

そういうふうな状況が相まって、一つは、国民の中での年金制度はもうもないのではないかと言われているというふうに思います。年金制度の問題については後ほどまた御質問と

意見を申し上げますか、こうした状況について大臣、どうお考えなのか、まずお伺いしたいと思います。

加入者が減った。それは委員が御指摘のとおりであると私も思っております。国がやるということになりましてから急激に下がった。これは、下げてはならぬと大分言っていたんですけれども、現

考えてみれば、それぞれの県内、地域におきまして、市町村役場の皆さん方が中心になつておられる場合と、そして、国が一律で、それぞれの都道府県の中で一本で把握をしてやつて実問題として下がつた

おりますのとは、それはやはりきめの細かさが違いますから、どうしてもこういう結果になつてしまふ。私は、そうした意味では、この問題は大変失敗だったと思っております。しかし、ここをどう回復せしめるかということ

でありまして、それは、今まで市町村でやられてきたのと同じような形で、それぞれの地域の皆さん方の専門委員をつくる、そして皆さん方にそれぞれの地域を担当していただくということ以外にやはり方法はないんだろうというふうに思つております。そうしたこと、この問題は、今までの過去のさまざまな経緯も踏まえながらやつてあります。

それから、フリーランスのお話でございましたね。フリーランスの方はいろいろあります。我々は、約二百万、こう見ているわけであります。しかし、内閣府あたりは、この二百万に、失業者でありますとかあるいはその他の部分も含めて四百万、こう言つておられます。派遣業等も含めてだと思つてます。

定義の仕方にかなり違ひがござりますが、フリーランスと言われる人の中の約三割ぐらいは普通の、いわゆる正規の人と同じ時間帯を働いておりまして、そして保険等にも入つてゐる人も多い。

しかし、七割の人はそうではないといつてあります。それは、現在の経済動向というものが影響していることはもう当然でございまして、経済の今後の動向によつて変化をするものといふに私は思つておりますけれども、それにいたしましても、やはり常用雇用というものをふやしていくべきな事実でございます。それに対する努力をしなければならないといつてあります。それがなんらかの影響で、試し雇用といつてありますけれども、皆さん方に何ヶ月か働いていただいておりましたときに、そこで、その雇用主におかれでは、ぜひともひとつ、この人はいい人だ、ということがわかつれば、それは常用雇用にしていただくという努力をやはりしていただかなければいけないといつて思つております。

そのことが我々としては現在一番急務のことだといふに思つております。全国のハローワークに対しましても、そうしたことを言つて、全国でござりますし、これから常用雇用をいか

に拡大していくか、これは経営者の皆さん方にもお考えをいたしかねなければならないことでござりますので、経営者の皆さん方にもお願ひをしていただきたいと思つてゐるところでござります。

〔委員長退席、鷗下委員長代理着席〕

○五島委員 大臣が国民年金の徴収問題について問題意識を共有していただいたのは、大変ありがとうございます。

問題は、だから、ここで新たに地域の中で徴収する人を雇えはいいじゃないかということではなくて、もう本当に、社会保険庁の職員を再度地方自治体に移していく、そして地方自治体が年金を徴収するということを考えるべきではないかとうふうに思います。この問題は、また改めて議論することがあればさせていただきたいと思います。

問題は、実は、こうした状況の中で、簡単にフリーランスやパートの労働者を常用雇用に広げてほしい、そういうふうにお話しになるけれども、今の経済の状況と、そして雇用の状態は随分変わつてしまひました。一人の労働者が一つの事業所において、一つでなくともずっと厚生年金の適用事業所ばかりで仕事をするということをモデルとして考へることはできない時代になつてきていました。

そうなつてきますと、いかに厚生年金の加入労働者を減らすかということが、企業の経営として、人件費対策としてやはり当然出てくるんだろう。そのことをどう見直していくのかということの議論をやらなければなりません。これは率直ににおける年金制度を全く更地に家を建てるような議論をするとするならば、賦課方式はなしにせん。言いかえれば、この人口構造の激変に対しては積立方式をとらざるを得ない。

しかし、過去の制度に対して、それを保障しながら今積み立て方式に切りかえていくこういうことであれば、少なくとも、現在の年金の積立金に加えて、厚生年金で約四百五十兆、国民年金で約四十兆という巨額なお金が天から落ちてこない限り、この過去債務というものは償却できない。

とすれば、形態はどういう形をとろうとも、この年金制度というのは運用としては賦課方式をとらざるを得ない。それが少子高齢化ということに

いう形で徴収するという方法も含めて考えていかないと、社会保険料を負担することから逃れた事業者は人件費の六%、七%というものが得をする、そういうふうな制度の今まで今の時代にもつっていくのかどうか。私は、残念ながらこの問題についてよりもこの年金制度の中でも議論していないという状況の中においては、改めて議論すべき大きな課題ではないだろうかと申します。

何よりもこの年金制度の大きな問題は、この年金制度、現状においてどのようなシステムをとろ

うとも、昭和三十六年から国民年金ができ、皆年金制度がでてまいりました。そして、年金制度というものは、これまで経過した中において、いわゆる賦課方式になつてござるを得なかつた。これは、言いかえれば、制度として積立方式をところが賦課方式をとらうが、過去の日本というのは、繰り返すインフレに対応して年金制度を守つてまいりました。一つは、少子高齢化の時代に入つてまいりました。もう一つは、少子高齢化の時代に入つてまいりました。少子高齢化の時代における年金制度を全く更地に家を建てるような議論をするとするならば、賦課方式はなしにせん。言いかえれば、この人口構造の激変に対しては積立方式をとらざるを得ない。

しかし、過去の制度に対して、それを保障しながら今積み立て方式に切りかえていくこういうことであれば、少なくとも、現在の年金の積立金に加えて、厚生年金で約四百五十兆、国民年金で約四十兆という巨額なお金が天から落ちてこない限り、この過去債務というものは償却できない。とすれば、形態はどういう形をとろうとも、この年金制度というのは運用としては賦課方式をとらざるを得ない。それが少子高齢化ということに

いうところに、今日の最大の問題があるのだと

うといふうに思つています。

そこで、この過去債務の四百五十兆円、あるいは国民年金を入れて約五百兆のお金をどう処理するか、どう減らしていくかと、それぞれの知識を絞つておられるんだと思います。

そして、政府案では、言葉はマクロ経済モデル

だとなんとかおつしやつてあるけれども、年金の給付率、これもまた、モデル年金なんて、もうそんな人おりもしない名前をわざわざ使つては、まだなんとかおつしやつてあるけれども、年金の給付率、これもまた、モデル年金なんて、もう単身の男性の年金であろうと、共稼ぎ世帯であると、一律に現状の年金の給付水準を約一五%下げる、それを計算のカウントで計算をしている。現在の年金の給付額総額からいいますと、一五%下げるということは、そこにおいて約六兆円ぐら

いの金が浮いてくるということなんでしょう。

そして、もう一方で、年金の保険料の引き上げをやつしていく。これは賃金を何%でしたか、何が二%前後賃金が上がつていいだらうという一つの仮想値の上に立つて、年間一兆円ぐらいうずつ四年間で十四兆円ぐらいうけていくこうという数字で、そうなれば、現在の水準でいつ約二十兆円ふえるという単純な話なんですが、実際に見てみると、二〇〇五年から二〇二五年の間に、政府の計算でいいますと二三・五八%から一八・三%に保険料は上がつてまいります。

一方、二〇〇五年から二〇二五年の間に、いわゆる、これは政府統計を使つておりますから十五歳から六十五歳という数字ですが、その数字を見ても一七%の人口減があります。したがいまして、この保険の保険料の引き上げが、現在水準に直して約三四・七%の負担の増になつたとして、トータルなその人口の減ということを換算しても、トータルなその人口の減といふことを換算してみると、トータルで一四%の現在水準における収入増、すなわち、それだけで計算すると約二兆三千億円。

しかし、その間における六十五歳以上の人口は

四三・五%ふえていきます。それを計算すると約二

らにその六兆円の給付の削減を入れたとしても、

二〇二五年の段階において保険財政全体を眺めた場合、現在と全く変わらないんです。現在よりや悪化しているかもしれない。

それは、なぜそういうことになるかというと、やはり少子高齢化という問題に対し、これをどうするかということについて十分な議論をなさつていいから。

確かに、政府は、人口減が一・一四%ぐらいになるだろうということで、推計している合計特殊出生率を一・三九として仮置きの数字で計算しておられます。ところが、その一・三九の出生率を維持するためにどうするのかということについての具体的な政策は全くありません。このことは極めて重要でございます。

すなわち、賦課方式でやつていくのであれば、この人口問題に対してはどう対応するんだ。マクロ経済モデルでは、一五%の給付を減らすのに、現役世代の人口の減に対して〇・六、高齢者の平均余命の伸びに対して〇・三ポイントという数字を当てていますが、私は、もう長寿化といいますか、平均余命の伸びといふのは大体生物学的にいつてそれほど大きくこれまでのよう伸びていかないんだろうと思つておりますが、現状における少子化の問題といふのは、これは非常に変わってくるんだと思つています。

大臣もこれが変わると大変だというふうに発言されておりますが、ここで私が指摘しておきたいのは、人口問題あるいは出生率の問題といふもの、何かたまたま起つてくる数字であつて、努力目標ではないかのような議論がされていることです。

これは、実は少子化社会対策基本法の議論の中でも議論された内容でござりますが、一つのモデルの問題でございまして、それはたまたま、そのおりになるかどうかはわかりません、わかりませんが、モデルとして出されたものとして、二〇〇〇年に人口研から一つのデータがござります。このモデルに基づいて計算しますと、保育の機能を社会が五〇%上昇させると、出生率を一・六

前後まで上げる効果がある。それに加えて、家賃や教育費の水準を三〇%低下させると、出生率をさらに一・七まで上昇させる効果がある。さらに一・七まで上昇させると、出生率の労働力抑制効果、これが弱体化させる、すなわち、女性が結婚してキャリア性が失われたり、仕事の継続ができないということを何とか社会全体として改善するならば、出生率を一・八七と一・九八まで上昇させる効果がある、こういうふうに書いてある。

この数字のとおりになるかどうかはわかりません。しかし、少なくとも南欧を除く欧米諸国、それから、この間急激に進んできているアジアの少子化の問題、これを加え比較して考えた場合に、一定のこうした政策目標というものを立てて、どのような出生率を維持するかということは、これから厚生労働の行政として非常に大きな課題であると思つていい。

そのところに裏づけをされていない中において、いずれの制度をとろうとも、賦課方式という、インフレ、ハイパーインフレでもつくろうというのなら話は別です、そうじやない限り、賦課方式、人口が減れば間違いなくデフレです。

今計算で二〇五〇年の人口で九五%の危険率の中において、人口は一億二千万から八千万、その差四千万になる。一つの国、北朝鮮が二つ、それがぐらいの人口が減るか減らないかというこの課題がある。その大きな要素をどうするのかということがを政策的に追求せずに、年金制度を安定させられるはずがない、理屈の上で。

そうだとすれば、この年金議論で、与野党で、何か、早いこと採決せい、百年もつんだなんてでたらめ言つていますし、そんなことをするよりも、やはり雇用の問題、あるいはそういう出生率を改善するための政策、そういうものをきちっとした裏づけの中において議論していくしかない限りは、この年金問題、本当の意味において決着はつせんが、モデルとして出されたものとして、二〇〇〇年に人口研から一つのデータがござります。このモデルに基づいて計算しますと、保育の機能を社会が五〇%上昇させると、出生率を一・六

○坂口國務大臣 大変大きい基本的な問題をつか御質問いただいたというふうに思つております。かなり認識を共有する面がござりますし、御指摘のとおりだというふうに思つた点もあります。

一番最初の、税か保険料かのお話がございました。これは消費税が導入されますときに非常に大激論をしたところでございまして、大きな議論でございました。今御指摘のように、保険料を上げれば企業の方はそれは困るから、これは企業が正規の雇用をどんどん抑えるのではないかという御意見がそのときにもございました。

しかし、一方、消費税をどんどん上げるということになれば、そうするとそこには消費の抑制が起こる、国内消費の抑制が起こることによって経済に与える影響が大きい、それがはね返つて一体どうなるのか、その全体像を見て決めないことに思つていい。

そこはいけないという議論が繰り返し繰り返しそのときにも行われたわけあります。両方ともそれぞれの一短があるというふうに、私は率直にそう思つております。

現在消費税に頼つております欧米、特にヨーロッパ諸国が大きな失業率を抱えているというこの現実を見ましたときに、これは消費税だけの結果ではない、私も率直にそう思います、どういう経済をつくり上げて、どういう産業をつくり上げていくかということにも私は関係しているというふうに思ひますけれども、そうしたことを考えましても、やはりその考え方を導入すべきだということを実は申しているところでございまして、その御指摘は私も素直にそのままお受けをしたいというふうに思つております。

しかし、それは今後ずっと続けてやらなければならぬ話でございますから、それができるまで年金をこのままではうつておいていいかといえば、そうではないわけであります。現在の年金制度は制度として、これは改革を加えていかなければなりません。そこは議論をしないでございますから、よく議論をしなければならないところだといふふうに思ひます。

それから、人口問題のお話でございますが、こことは私も御指摘のとおりだというふうに、率直にそこの人口が、本会議でも申し上げましたとおり、一・一になつて、それから下がらないと仮定なりました。

○坂口國務大臣 大変大きい基本的な問題をつか御質問いただいたというふうに思つております。かなり認識を共有する面がござりますし、御指摘のとおりだというふうに思つた点もあります。

一番最初の、税か保険料かのお話がございました。これは消費税が導入されますときに非常に大激論をしたところでございまして、大きな議論でございました。今御指摘のように、保険料を上げれば企業の方はそれは困るから、これは企業が正規の雇用をどんどん抑えるのではないかという御意見がそのときにもございました。

しかし、一方、消費税をどんどん上げるということになれば、そうするとそこには消費の抑制が起こる、国内消費の抑制が起こることによって経済に与える影響が大きい、それがはね返つて一体どうなるのか、その全体像を見て決めないことに思つていい。

そこはいけないという議論が繰り返し繰り返しそのときにも行われたわけあります。両方ともそれぞれの一短があるというふうに、私は率直にそう思つております。

現在消費税に頼つております欧米、特にヨーロッパ諸国が大きな失業率を抱えているというこの現実を見ましたときに、これは消費税だけの結果ではない、私も率直にそう思います、どういう経済をつくり上げて、どういう産業をつくり上げていくかということにも私は関係しているというふうに思ひますけれども、そうしたことを考えましても、やはりその考え方を導入すべきだということを実は申しているところでございまして、その御指摘は私も素直にそのままお受けをしたいというふうに思つております。

しかし、それは今後ずっと続けてやらなければならぬ話でございますから、それができるまで年金をこのままではうつておいていいかといえば、そうではないわけであります。現在の年金制度は制度として、これは改革を加えていかなければなりません。そこは議論をしないでございますから、よく議論をしなければならないところだといふふうに思ひます。

それから、人口問題のお話でございますが、こことは私も御指摘のとおりだというふうに思つております。

これは大変詳しい数字を挙げてのお話でございましたが、現在の賦課方式といふのは、これは常に過去債務を抱える方式だと私は思つております。ゼロになるということはあり得ない方式だというふうに思つております。そうした意味で、この過去債務を今後どのようにしていくかということを、転がしながらその中でだんだんと、少しでもこれは解消をしていくということを行わなければなりませんが、一方においてまた新しい過去債務が発生してくることも事実でございますので、この賦課方式が持つております一つの特徴と申しますか体質と申しますか、そうした面もあるといふふうに思います。

この賦課方式はインフレを前提としてきたのでないかという御指摘でございますが、確かに、過去はインフレを前提にしてきたこともあつたかもしれません。しかし、賦課方式でありますも、結局のところは、実質賃金が上がればこれは解消のできる話でございます。一・一ぐらいのところを、以上ということを今立てております。これから人口が減つていきますから、総賃金上昇率でいえば〇・七ぐらいな数字を出しているわけでありまして、そんなに現実離れをした数字ではないと私は思つておりますし、そのぐらいの賃金上昇率はできる経済、産業というものをやはり育成していくことが、そのときそのときの政府に与えられた課題ではないかというふうに私は思います。

そうした意味で、どういう年金の制度であれ、それを支えるさまざまな政策というのが必要でございますが、そのさまざまな政策の中で一番大きいものが、この実質賃金の問題とそして少子化の問題である。

実質賃金は、御指摘のように、これから人口が減つていくわけありますから、労働生産性が上がらないことには実質賃金は上がらないわけでございます。現在G7の中でも、日本の労働生産性は最下位のところにある。ここを、この十年間、十五年間の間にそれを少なくとも現在の一五〇%ぐ

らいにしていかないといけない、プラス成長にならないということでござります。

そういうことを念頭に置きながら、すべての政策立案をしていくことが求められている、そういう背景があつての年金制度であり、年金制度だけですべてを、それを解決することはでき得ないということは、御指摘のとおりであるというふうに私は思つております。

○五島委員 共通してのことと、かなり意見の違うところがあるわけですが、まず、ほうつておくわけにいかない、そのとおりです。しかし、二〇二五年、政府の案を、現在政府がお持ちの人口推計、賃金動態、計算してみてください。現状よりも年金財政が改善しているのかといえば、していません。すなわち、問題を二十五年間のまま固定させるために現在の政府の案というのはつくられているというふうにしか受け取れません、財政的にはですよ。その間に、給付については一五%の抑制、そして負担については三五%以上の引き上げということが入つてしまいま

す。

私はそのことがどうのこうのと言つつもりはないんです、この議論の中で。

なぜならば、昭和三十六年にできた年金制度です。年金制度というのは、現状の経済状況と給付との間ににおいてタイムラグが約四十年ぐらいあると言われている。高度経済成長政策の幕あけとともに、この年金制度が始まつたんです。そして、その過程の中において、決してインフレヘッジを大前提としてつくつたわけじゃないとしている。人口減を理由としてデフレが進行する可能性もあるわけですよ、今の日本。

そういう状況を考えた場合に、この年金制度の問題を議論するにしても、なぜこの問題が入り口にならないのか私は不思議だということを申し上げておる。少子化対策の必要性の問題については大臣も合意していただいた。そうであれば、この問題について、百年もちますとかなんとかいう、だれも信用していない、言つてはいる人も信用していないような言葉の投げ合ひはやめて、現実的な議論をやるべき時期ではないかというふうに思ひます。

そして、もう一つ、大臣がおつしやいました税と年金との違いについて言えば、逆に政府の方

るんですかという問題があるんだけれども、これについてはまだ、ではこうすることによつてどう変えます、天から金が降つてこない限りにおいては、過去債務の処理の問題は、保険料を引き上げるか、それとも税を投入するか、給付を削減するか、三つに一つしかないわけですし、それを併用するしかないんです。

私は、何も税でやれと言つてはいるわけではありません。私は、税でやつても、年金制度を税でやつてある国もある、間違いだとは言ひません。残念ながら、日本の国においてなぜ年金制度を税にできるのか、国民が政府を信用していないからです。国民が政府を本当に自信を持つておれば、年金制度も税でやつても構わないでしよう。税を七〇%払つても、その制度に対し信頼感と国民の合意があれば、それはそれでもいいでしよう。しかし、日本という国はそういう風になつてない。そうだとすると、この三つをどのよう使うかしかるのは、これは事実です。あれはいけない、これはいけないという話ではないでしよう。

ただ、現状の中において、では、そういうふうなものを使いながら、二〇二五年あるいは二〇〇〇年、人口が四千万も減りますと、GDPに直して、消費がGDPの六〇%としますと、人口が四千万減りますと実際上GDPは一五%落ちてくる。人口減を理由としてデフレが進行する可能性もあるわけですよ、今の日本。

そういう状況を考えた場合に、この年金制度の問題を議論するにしても、なぜこの問題が入り口にならないのか私は不思議だということを申し上げておる。少子化対策の必要性の問題については大臣も合意していただいた。そうであれば、この問題について、百年もちますとかなんとかいう、だれも信用していない、言つてはいる人も信用していないような言葉の投げ合ひはやめて、現実的な議論をやるべき時期ではないかというふうに思ひます。

そして、もう一つ、大臣がおつしやいました税と年金との違いについて言えば、逆に政府の方

が、あるいは厚労省の方が、税と年金との違いを混同しておられるのではないだらうかと思われます。

すなわち、税であれば、これはすべての人が一定負担するコストとして強制徴収というものもあり得るでしよう。しかし、保険料という制度において強制徴収をやるんですか、強制徴収が成り立つんなら、それは税でいいんじゃないですかと。

私は、何も税でやれと言つてはいるわけではありません。私は、税でやつても、年金制度を税でやつてある國もある、間違いだとは言ひません。残念ながら、日本の国においてなぜ年金制度を税にできるのか、国民が政府を信用していないからです。国民が政府を本当に自信を持つておれば、年金制度も税でやつても構わないでしよう。税を七〇%払つても、その制度に対し信頼感と国民の合意があれば、それはそれでもいいでしよう。しかし、日本という国はそういう風になつてない。そうだとすると、この三つをどのよう使うかしかるのは、これは事実です。あれはいけない、これはいけないという話ではないでしよう。

ただ、現状の中において、では、そういうふうのものを使いながら、二〇二五年あるいは二〇〇〇年、人口が四千万も減りますと、GDPに直して、消費がGDPの六〇%としますと、人口が四千万減りますと実際上GDPは一五%落ちてくる。人口減を理由としてデフレが進行する可能性もあるわけですよ、今の日本。

そういう状況を考えた場合に、この年金制度の問題を議論するにしても、なぜこの問題が入り口にならないのか私は不思議だということを申し上げておる。少子化対策の必要性の問題については大臣も合意していただいた。そうであれば、この問題について、百年もちますとかなんとかいう、だれも信用していない、言つてはいる人も信用していないような言葉の投げ合ひはやめて、現実的な議論をやるべき時期ではないかというふうに思ひます。

そして、もう一つ、大臣がおつしやいました税と年金との違いについて言えば、逆に政府の方

○坂口國務大臣 税か保険料かというお話をから始まりまして、いろいろと御意見をお聞かせいただきました。

五島委員がお感じになつてのことと、いうのは、かなり集約された御意見だとうふうに私も思つております。これは、先ほども御指摘になりましたように、政府案であれ民主党案であれ、共通して突き当たる問題を御指摘になつてはいるふうに私は思つております。

今、いろいろの年金制度が世の中に出ております。確かに政府がお出ししております案を私たちは御提示申し上げてあります。これに一番近い案というのは、連合の案が一番近いと私は思つております。ここは接点がかなりあると、いうふうに思つております。ただし、連合さんの場合には、二〇二五年まで計算をされておりますから、そこから先を一体どうしますかという話が残つてます。

我々の問題といつましても、先ほども御指摘になりましたように、高齢者の雇用をどうするか、女性の雇用、賃金をどう男性と同じようにしていくかといったような問題をどう解決するかということによって、もう少し、保険のパーセントにも影響を与えてくる。連合の案というのは、あは理解をいたしております。

そうしたことでも念頭に置きながら、税方式と会保険方式との違いについて言われたわけでござりますが、税方式というのは、税金というのは、やはり、社会共通の基盤をつくるところを税というのは賄うんだと私は思つております。したがいまして、年金制度におきましても、全体共通するところを税で賄うという考え方の方は正しいのではないかというふうに思つております。保険料につきましては、保険料を納め、納めたその保険料の実績に応じて給付を行うというところに保険料の特徴がある。そうした特徴を持つて、それらを組み合わせてやつてある。大変違うような議論をいたしておりますけれど

も、例えば民主党さんの場合には、さつき消費税を入れて、将来は、消費税だけではなくて保険料もまた上げなきゃならないときがくるだろうというふうに思います。我々は、保険料を上げるということを先に言つていますけれども、将来、それも十分に踏まえながら、我々も検討をしていかざきやならないというふうに思つております。

○五島委員 大臣は私とは非常に共通の考えを述べていただきました。まして、政府のこの案を出しておられる大臣の方から、連合案というのは二十五年ぐらいまでなら、そもそもかもしれないというお話をございました。私は、どう試算してみても、政府案も二十五年しかもたないだらうと思つています。

また、二十五年間もつてことであれば、この間、民主党が提案しております、院の中に協議会をつくり、十分議論する時間もあるということございます。何も押しくらまんじゅうすることだけが能じやない。

ぜひ理事会の中で、大臣もそうおつしやつてゐる、また、私も一議員として質問する過程の中に、おいてそういう御答弁をいたいた以上、理事会の中において、こうした問題を含めて、もう一度、理事自身が冷静にこの問題の処理について御検討いただきたいということをまず委員長にお願いしておきたいと思いますが、いかがでしよう

案者自身がそうおつしやつてゐる以上は、それぞれ各党との間に距離があることは当たり前です。しかし、そこを、年金問題という国民共通の課題、その課題をよりよいものにしていくために、与野党ともに努力することは当たり前。ぜひ理事会において議論していただきたいと思います。

次に、幾つかの問題がござりますが、また改めてそうした理事会の結論が出たときに御質問されただく、ということにいたしまして、時間があと三十分足らずになつてまいりましたので、次の問題を質問させていただきます。

年金の積立金をどうするかという問題について、いろいろ議論がござります。この点について、二つの点について私は大臣と意見を闘わせて、二つとも思つていています。

一つは、大臣は、年金の積立金は年金の支払いにしか使わない予算委員会でおつしやつて、それが理想だというふうにおつしやいました。確かに多くの若い議員の中に、そなんだという声があることも事実です。しかし、私は、果たしてそうだらうかというふうに思つていています。

還元融資資金という名前でもつて土地を買ったり、tron力に使つてしまつた、そしてバブルがはじけたその後のツケが来ている、そうした状況の中では、このよな還元融資というよなやり方、もうやめなければいけないというよりも、もつと早くやめていなければならなかつた。あるいは、民間でできることをこれでもつてやらなくていいといふうな話もあるでしょう。

しかし、実は今、年金制度に対する国民の不信が一番高まっています。その不信というのは、グリーンピアの問題や何かもあるけれども、自分が高齢者になつたとき、幾らもらえるかわからない年金、この年金を、現役の方々が先輩の人たちに賦課するため年金を払つていく。自分たちへのメリストは六十五歳になるまでないんだという制度の中では、日々の生活が厳しければ保険料を払えないといふことになることも、これまた理の当然ではないかといふうに思つわけです。

改めて理事会において協議をさせていただきました。

○衛藤委員長 ただいまの御意見がございました。改めて理事会において協議をさせていただきまして、この案は閣法でござりますから、提

私は、その点について、年金の積立金をどう使うかということについての議論を一つしてみたいと思います。

よく、年金の積立金は安全な運営でなければいけないという議論がございます。安全な運営とは何か。国債だらうとかいう話がござります。しかし、百五十兆ものお金で国債を買つてやつていくとするならば、結局、かつての財投にほつり込んだときと同じように、その金は何に使うのという話になることは理の当然。また、国債が安全であることは、現在の超低金利政策が向こう百年も続くという前提であれば、そうかもわからぬけれども、金利が3%にでも上がれば、年金が後世暴落することは目に見えている。決して安全ではないはずです。だから、安全議論で、年金の積立金の議論をそれだけでしようというのには私は無理があるんだと思つていてます。

私は、例えば今百五十兆ある年金、その中のせめて三分の一ぐらゐを使って、学生や、大学生や短大生といった専門学校あるいは大学に行つている、そういう生徒に対する奨学金制度、あるいは、高齢期になつて年金だけでは生活が困難になる、あるいは年をとつて急な手術に見舞われたときのいわゆるリバースモーゲージ制度などを制度として安定させるかということのためにこの五兆くらいの金は使っていく、一挙にではないですが使っていくことをしたらどうだらうかと。

例えば、大学生に対して、短大生に対して月十万円の奨学金をやる。四年間で四百八十万、それを四十年間で返してもらう。金利を物価とスライドさせる形でやつていったとして、現実問題として、その物価を、金利を含めた返済金を年金額と同時に徴収する。それを必要経費として認めれば、四百八十万のお金で四十年間で払つたとしても、金利は月千円ぐらいで済む。そういうふうな方法をとることによつて、大学生、あるいは一番お金のかかる子育ての時期、そういう世代に対しても、この年金制度は非常に役に立つものになる。總

額は、三十兆ちよつとの金があれば丸まつて運用できるはずです、それだけです。

しかも、この一月に発表されました、国民金融公庫の学生に対する仕送りの費用の調査がござります。全国平均で、大学生や短大生に対する一年間の学費百四十万円、自宅外通学者に対する仕送り額百四十数万円。一人の子供を大学や短大に送ろうとすれば、東京の方は東京で学校に行かせるからいいかもわかりませんが、私のところのようになりますと、一年間にその費用だけで二百九十万円になります。そうしますと、子供一人を大学や短大に行かせますと、一年間にその費用だけで二百九十万円かかる。さらには、入学金のコストその他を計算すると、三百万を超すんです。普通のサラリーマン世帯で子供二人を持って、二人を大学に出すとしたら、親は食わずにいられないといけない。

そういう状況を考えた場合に、こういう制度をつくることによって、この年金制度というものは全世代に対して役に立つ制度としてつくることができる。しかも、年金加入ということを条件にし、そして途中においてこの返済が滞った場合、年金額を決定するときに、年金額の決定総額から返済額を差し引くという制度にすれば、年金額の貸付額を取りはぐれるということがない。

そういうような制度として、この巨額なお金、もうとと言えば、さらにもつとふえていくだろう積立金、これを国民の懐に直接還元させていきながら少子化社会対策の一つに役立てていく、そういうことは年金資金の運用において十分考えられるわけでございますが、それでもなお、年金の給付にしか使わない、そのためには国債なりあるいは証券なり、そういうふうな金融商品でしか運用しないというような方法がよりよいとおしゃるのか、大臣の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○坂口國務大臣 後半は森副大臣に御答弁をいたしましたが、まず最初に、先ほど、かなり私も踏み込みまして、そして五島議員の御主張にお答えをしたつもりであります。

今後、どういう場がそれはいいのか。それは国会という場がいいのか、それとも、政府の中に各党代表もお入りをいただいて、労使もお入りをいただいて、そういう場をつくるのがいいのか、あるいはこの委員会でいろいろ御議論をいただくのがいいのか。これから少子化の問題、それから経済のことも含めて、いろいろの御意見をいただきく。今まで御指摘をいたきました少子化対策と年金のお話を御議論いただくのも、これは結構なことだというふうに思つております。

しかし、そうはいいますものの、先ほど申しましたとおり、何とかしきこは一步前へ進めておかないことは、現在の年金制度というものをさりとなくしてしまって、あしたから新しい制度ということはあり得ないわけでありまして、三十年ないし四十年、いずれにしても、改革をするにしても、かけてやつていかなければならないわけでありますから、現在の制度は制度として改革を重ねていかなければならないというふうに私は思つております。

御提案をさせていただいている私でございますから、現在の制度の問題はもう結構でござりますから、どうぞ自由にやつてくださいといふことをお願いしているわけではなくて、現在御提案を申し上げていることは、ひとつどうぞ御議論をいたしあげてやつていかなければならぬ問題としていろいろの御意見をちようだいして合意を得ていくこととは、それは大変いいことではないかということを申し上げているところでございます。

○森副大臣 ただいま大臣から総論的なお答えがございましたけれども、ただいまの五島委員の御質問に具体的にお答えをいたしたいと思います。

大変建設的で傾聴に値する御意見だったたと思います。しかしながら、現在、今の空気が、今までの年金の使い道について大変な御批判をいただいて、戦線を縮小している真っ最中でございます。でも、やはりある意味で、ブレークを踏んでアクセ

ルを踏むといったような感じがしないわけでもありません。

そんなことで、教育資金貸付制度やりません。そこで、教育資金貸付制度やあります。

バースモーゲージ制度の創設につきましては、やはり十分な御議論を踏まえて考えていくことが必要であると考えます。

また、教育資金貸付制度については、見直しの過程にある公的機関の今後の動向や、次世代育成支援対策の展開を踏まえながら、また一方、リバースモーゲージについては、自治体や民間における類似の制度の今後の展開も踏まえながら、それぞれ検討していく必要があると考えております。

五島委員 締議の最中ですから、現実問題として、答弁が行つたり来たりすることはやむを得ないんだろうと思うながらも、特に今、森さんおつしやいましたけれども、大変批判はあります。

しかし、一番大事なことは、年金に対する国民の信頼が揺らいでいる。そして、年金制度というものがこれだけ大きな将来の過去債務全部を、将来的に計算するならば、六百兆を超す過去債務が生まれてくる。それは、賦課方式でもつて何とか転がしていくにしても、現状において約百五十兆の巨額な積立金を持っている。こんなもの、一遍で市場運用でけるはずがない。

そういう中において、どういうふうなことが年金制度の信頼性を増し、あるいは少子化対策に役に立つかということをやはり考えるべきときなんだと思いますと時間がありませんので、次に行きます。

問題は、こうした中で、今回、この年金の運用についても、例えば住宅建築に関する問題につきましても、例えは住宅建築に関する問題につきましては、医療福祉機構に委任されることになりました。そして、年金の運用

が、現在、年金資金運用の解散とか事業の継承に当たつては、そこで現在働いておられる人に対して、引き続き雇用が継承され、そしてその勤務条件というものについても一定継承されるということが必要であろうし、また、年金積立金管理運用として、今のこれまでの機能だけでやつていただけるか。そこにはやはり専門職員の育成とか配置という問題も必要なんだろう。その辺についてどうさられるのか、お伺いします。

○吉武政府参考人 年金積立金管理運用独立行政法人でございますが、先生お話し下さいましたように、住宅融資、いわゆる転貸融資でございますが、これにつきましては、新規の融資を平成十七年度で終了するという方針でございまして、既存の信頼が揺らいでいる。そして、年金制度との信頼がこれだけ大きな将来の過去債務全部を、将来的に計算するならば、六百兆を超す過去債務が生まれてくる。それは、賦課方式でもつて何とか転がしていくにしても、現状において約百五十兆の巨額な積立金を持っている。こんなもの、一遍で市場運用でけるはずがない。

そういう中において、どういうふうなことが年金制度の信頼性を増し、あるいは少子化対策に役に立つかということをやはり考えるべきときなんだと思いますと時間がありませんので、次に行きます。

問題は、こうした中で、今回、この年金の運用についても、例えは住宅建築に関する問題につきましては、医療福祉機構に委任されることになりました。そして、年金の運用

が、現在、年金資金運用の解散とか事業の継承に当たつては、そこで現在働いておられる人に対し

て、引き続き雇用が継承され、そしてその勤務条件といふふうに思つております。

どもの厚生労働省の職員あるいは社会保険庁の職員が、現時点で申し上げますと、相当、現職出向

という形で行つておりますので、全体としての雇用問題を考えますときには、まずプロパーの方の雇用、それからこの方たちの専門性をいかに高め

るかということを一番重点に置いて、この移行を検討してまいりたいというふうに思つております。

○五島委員 年金全体の問題からいえば、この問題はある意味では枝葉の問題ですが、やはりそこで働いてこられた人たちの問題は大事にしていただきたいと思います。

最後にといいますか、時間がありませんので絞らざるを得ませんが、高齢者雇用の問題についてお伺いします。

結論からいえば、六十五歳まで雇用を延長されるということについては結構な話なんですが、この法案は、いかにもつけ焼き刃。労使協約ができるがつたとき云々はいいんですか、それができていないときは就業規則に書け、こうなつてあるわけですね。そうしますと、六十歳から六十五歳の就労について就業規則に明記するということになりますと、これはどう考へても労働条件になります。退職の規定で読みかえるというお話を聞いたわけですが、退職の規定での雇用の継続を読みかえるということは、これはとてもできない話だらうと思います。

もし、就業規則に必須記載事項であるということになれば、これは当然、労政審の中ににおいても、いわゆる労働条件分科会等々の審議がないといけないものでございましようし、もし仮にこの法律が通つたとした場合に、私は、もう時間がありませんので、一点だけお伺いします。就業規則があるにもかかわらず、六十歳で雇用が切られた、継続雇用がされなかつたというケースが生まれたとします。その場合は、その労働者は当然、雇用の継続を求めて争いが起ることになるであります。個別紛争の事案になるとおもいます。この場合の個別紛争の事案は、一体どこが引き受けのわけですか。職安が引き受けのんですか。職安が、個別紛争の中身によつて、この個別紛争を引き受けるのか、それとも、この問題は労働基準監督署が引き受けるのか、どちらが引き受けのことになるんですか、お答えください。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

この場合のケースでございますけれども、労働者からの相談などによりまして、継続雇用制度が導入されていない等の高年齢者雇用安定法改正案に違反する事業主を把握した場合には、ハロー・ワークにおきまして、速やかに実態を調査して、それは正を図つてしまいたいと考えております。例えば、事業主に対する助言、指導、勧告などを行ってまいります。

それから、さらには、定年後、継続雇用されたことにつきまして労働者と事業主の間で紛争が生じたときには、現在、個別労働紛争解決促進法に基づきまして、紛争解決の仕組みが整備されています。具体的には、都道府県労働局長が当事者の求めに応じまして必要な助言または指導等を行つて、紛争の迅速かつ適正な解決を図ることとしているところでござります。

○五島委員 実態を知つておられる方としては、

今のお御答弁は納得できません。

確かに、職安においても、その窓口において指導といいますか、言葉をかけること程度はできるでしよう。しかし、個別紛争としての争いが起つた場合の調停あるいはあつせん、そういうふうなものを含めた機能というものはハローワークや職安において持つわけがないわけで、その場合は、当然、労働基準監督署の方で対応せざるを得ないんだろうと思います。あるいは、そうでなければ裁判ということになるんでしょうか。

その場合に、この就業規則というものの位置づけが労基法上の課題なのか、そうでないのか、その位置づけはどうなのかということは、大変大きな問題を持ちます。この法案によるところの就業規則の記載というのは労基法上の問題なんですか。今回、労基法の改正は出しておられない。

ということは、労基法の問題ではないということになつてきます。しかし、一方で、それでは就業規則で記載しないとおつしやるのであれば、矛盾するんじゃないですか。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

本法案と労働基準法との関係でございますけれども、まず、労働基準法第八十九条におきまして、就業規則に記載すべき事項が列挙されておりまして、その三号で「退職に関する事項」と規定されています。これは絶対的必要記載事項でござります。この「退職に関する事項」の中には、定年や継続雇用制度も含まれるというふうに解釈されています。

こういった「退職に関する事項」に含まれる定年や継続雇用制度につきましては、これまでも高齢者雇用対策の一環として、高年齢者雇用安定法に基づきましてその引き上げ等を図つてきたところでございます。六十歳定年の定めも、高年齢者雇用安定法に基めが定めがあるものでございます。

今般の法改正は、六十歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等を事業主に求めるということでございますので、高年齢者雇用安定法を改正することとしたところでございます。政府としても、今後とも、この法律に基づきまして、六十歳までの雇用の確保に向けまして、事業主指導等をしつかりと行つてしまいたいというふうな解釈でよろしくうございますねといふことを言つたわけで、よければそれで結構です。

以上でもつて私の質問を終わらせてもらいます。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

具体的に個別紛争が起きたときどうなるかといふことでございますけれども、先ほどお答え申し上げたとおり、個別労使関係紛争処理法に基づきますスキームがございますので、例えば、主要の労働基準監督署には総合労働コーナーがございまして、ここへ相談に来れば、その法律に基づいて適切な対応をするということでございますし、当然、都道府県労働局でもそういう対応をするといふことでございます。

○五島委員 だから、労基法上の根拠をこれは持つんだとおっしゃつたわけです。そして、就業規則に書かれていない場合はもちろんのこと、労業主は証明しなければいけないということに、労基法上根拠を持つんなら当然なりますね。そういうふうな解釈でよろしくうございますねといふことを言つたわけで、よければそれで結構です。

以上でもつて私の質問を終わらせてもらいます。

○五島委員 ありがとうございます。

今のおつしやつたお話を、この法案が通つた場合に労基法上の根拠を持つんだ、そして六十五歳までの継続雇用もしくは六十歳までの定年延長までの継続雇用もしくは六十五歳までの定年延長というものを記入してもらう、したがつて、そこにおいていわゆる雇用問題、年齢を理由とする雇用問題に関する紛争が起つた場合、労基法上に根拠を持つ就業規則違反に事業主がなるんだ、だからそれは、この問題を労働基準監督署の方が対応していくんだということをおつしやつたことになると思います。

そうであれば、逆に、この問題で労使紛争、個別紛争が起こらない、起つた場合は、事業主によほどの説明がない限りは労基法違反として処理されるという御答弁であつたということで理解します。

まさに、年金という国民の財産に群がる政官業の癒着の構造がここに確かに存在し、少子高齢社会というより以前に、日本の年金制度を痛めつけ、制度の信頼性を損なつてゐる構図がそこにあ

○森副大臣 中途半端な状態ではやはり公正を欠きますし、それはそれなりに形をつけて、中間を含めまして、委員の御要請に従つて御報告いたします。現に調査を進めていることは信じてください。

○中根委員 これは、この調査結果のことについての要求は、また最後に申し上げます。ちょっとこの今回の事件なんですけれども、また後で取り上げるカワグチ技研、同じ構図なんですね。入札のかわりに分割発注、随意契約、それで入札逃れをしている。同じ疑惑があるんです。だから、きょうは選択とカワグチのことまでどうしても行きなきやいけない。

実は、今回の事件やフォーラムで、協賛金横領

疑惑のほかにもいろいろな疑惑があるんですね。この関東信越というものの以外にも、厚労省の補助金で制作されたビデオや手帳をめぐつて、補助金支給を所管する厚労省保険局に所属する十人以上の職員、だから、先ほど調査中というふうにおつしやつていたいたのは、年金関係の方のことをおつしやつていたので、今から申し上げるのは、もう既に明らかになっている、あるいは、うわざされている、そういう部分を申し上げるんですけれども、具体的なことを申し上げるんです。

厚労省保険局に所属する十人以上の職員が監修

料として十二年度、十三年度、十四年度に一千万円ずつ計三千万円を受け取っていた、もうこれは明らかだと言われていますね。支払ったのがこれまた選択エージェンシー。選択エージェンシーとの依頼によって勤務時間外に自宅などで原稿の作成や監修を行っている、その対価として受け取つてましたといふことでござります。

いろいろな出版社に聞き取りをしたところ、や

りそういった原稿を監修してもらつたりあるいは執筆してもらつたりというのは、売り上げの一

〇中根委員

を所管する厚労省保険局国民健康保険課の職員が選択エージェンシーから監修を依頼され、同課庶務係長が事業費の約一割を監修料として受け取り、関与した職員に分配したというものです。まず、これに関して、選択エージェンシー、すなわち監修料の支払い側の尾尻社長が、売り上げの一割ぐらいの監修料はどこでもそうだと言つてあります。監修料というのは、お役人の方々というのはそんなにアルバイトをやつたらしくて、高給を、高額なアルバイト賃をもらつていらっしゃるということですか。一割というのは当たり前で、普通の相場なんでしょう。お尋ねをいたしました。

○森副大臣 ほかの出版社でも、こういつた関係の監修だとかいうことについては「一割」というのが相場というふうに聞いております。

○中根委員 これはもちろん勤務時間外とか何かならないのだという理屈があるのかもしれませんけれども、しかし、そもそも監修料というか、アルバイトをしていること 자체が——それで生活していくしかないんだったら、もつと正々堂々と組合活動を通じて貢上げ闘争をすればいいわけで、それはもう原則的にやめにする、こういつた事が得だという話になつてしましますよ。

だから、こういう監修とかアルバイトとかといふのはもう原則的にやめにする、こういつた事は闘争と言つたらあれですけれども、そういう協議をすればいいわけで、それで足りなければ——生活に困るからアルバイトしているんですか。そういう状況なんでしょうか。

しかも、一割というのは、十万円の一割なら一ふうに、大臣、なりませんか。

○森副大臣 これは、ある意味で世の中に対する厚生労働行政の普及啓発みたいな一助にもなつていけないんだったら、もつと正々堂々と組合活動を通じて貢上げ闘争をすればいいわけで、それはもう原则的にやめにする、こういつた事は闘争と言つたらあれですけれども、そういう協議をすればいいわけで、それで足りなければ——生活に困るからアルバイトしているんですか。そういう状況なんでしょうか。

しかも、一割というのは、十万円の一割なら一ふうに、大臣、なりませんか。

○森副大臣 どうしたことについて監修料を受け取つているかというと、選択エージェンシーから

の依頼によって勤務時間外に自宅などで原稿の作成や監修を行つて、その対価として受け取つてましたといふことでござります。

いろいろな出版社に聞き取りをしたところ、やはりそういった原稿を監修してもらつたりあるいは執筆してもらつたりというのは、売り上げの一

〇中根委員 これは、いい方向でいえばそうかもしれないけれども、悪い面が実際出ているわけで、

悪用する人が実際にいるということなのですすら、性善説に立つか性悪説に立つかという話かも

○中根委員

改めて申し上げますけれども、この便利手帳で監修料を受け取つた人の名前と金額、そして所得申告しているかどうか、お尋ねをいたします。

○森副大臣 それぞれ所得申告はしております。

平成十六年四月二十一日

(発言する者あり)ごめんなさい、そういうつたことについても今調査中でございます。

○中根委員 調査中というものは、年金関係の方も、要するに、この選択エージェンシーの便利手帳関係で疑惑が明らかになってきた、だから年金の方でもやつてているんじゃないのということで調査をお願いして、調査中、こういう筋なんです。これについてはもうわかつているはずですよ。いかがですか。お願いします。これをちょっと聞いておかないと前に進めないということになりますので。

○森副大臣 具体的な氏名につきましては、その職員のプライバシーもございまして、ここで提示することはできません。

○中根委員 だけれども、国民に対する啓発とかいいことを言つていて、一割の相場をもらうのも、これは当然だということを言つていて、申告もして、それで、そういう話になると、急にプライバシーということを出してくる。疑惑隠しと言われてもしようがないじゃないですか。これは絶対に明らかにしてください。公務員倫理法とかあって、明らかにするあれば、これですか。(発言する者あり)ないという方は、これ、ございませんので、やはり今の時点においては、プライバシーに抵触することから、ここで氏名を漏り法に違反したということが判明したわけですか。

○森副大臣 少なくとも現状においては、公務員倫理法に違反したということはできません。

○中根委員 昨年の六月、我が党の長妻議員が課長補佐以上の二万円以上監修料等を受け取った方々のお名前を質問主意書にて明らかにすることを要請いたしました。そのときには、二万円以上受け取った方々のお名前が確かに出てまいりました。私どもその資料も持たせていただきおりましたが、そのことと、きょう明らかにできないこととの整合性はいかが御説明されるんでしようか。

○森副大臣 今のところ、そういう公務員倫理法に照らして申告する該当者がおりません。つま

り、名前が出てきていません。つまり、係長以下の人方が今回の対象になつております。

○中根委員 係長以下に監修料を受け取つていた方が確かにいらつしやるということで理解して進めていきたいと思います。

ここに選択エージェンシーの国保中央会分の平成十五年一月分の売上台帳の写しがあります。これは既に、いろいろなところで流布していると言われておりますので、もうお目通しの方も多いかも。しかしながら、この請求明細の欄に、もしそれませんけれども、この請求明細の欄に、「監修」「吉田氏他」、二百八十五万六千円、支払い日十一月二十九日と書いてありますけれども、この「吉田氏他」が、その係長以下の、今森副大臣がおつしやられた方に該当するわけですか。

○森副大臣 名前を申し上げないと申し上げたばかりで、ちょっと、若干ひつかりますけれども、その吉田係長が、庶務係長で、窓口となつて仕事を請け負つているということでございます。

○中根委員 もうこれは、こういう資料に、売上台帳に名前が明らかになつてゐるわけですから、別に不正なものでなければ明らかにしていただければ、むしろ我々はこういうふうに声を荒げる必要はないわけでありますので、先ほどの年金の方の調査とあわせて、ぜひ次回には必ず出していただきたいと思ひますけれども。

○中根委員 その結果といたしまして、事実、選択エージェンシーから総生に十五年一月分として、官公庁営業協力費として三百三十六万円、それから選択一月号の広告営業協力費として九万五千五百円が支払われてゐるわけであります。

○中根委員 こういうふうに判断せざるを得ないです。

○森副大臣 まことに恐縮ですけれども、全く見当がつきません。

○中根委員 こういうことを指摘しているときに、笑つてそんなこと大した問題じやないと言うような方は、悪徳官僚の側の、悪徳業者の側の味方だというふうに判断せざるを得ないです。

○坂口國務大臣 選択エージェンシーの問題は、

いつた推移を見守つて、反省すべき点がありまして、反省をいたしまして、今後、世間の誤解をあらはすことは、しっかりと受け取ることがないよう対応をしてまいりたいと思います。

○中根委員 もう一つ、この売上台帳の一一番下のところに、一行消されている形跡がある欄があるんです。「企画費」としてある欄が消されています。この保健活動のための便利手帳二〇〇三年度版三万百部分なんですが、この売上台帳には四千八十万円と書いてありますが、以前に厚生労働省の方から資料を取り寄せたそれには、この費用が四千二百八十四万円というふうになつています。差額分、これは、最初は消費税分かな、五%分かなんて思いましたけれども、これは消費税はちゃんとほかに計上されているわけで、この五%が本来企画費としてある欄の消されているところに、井上さんや総生と同じように5%がここに支払われていた。ここにどなたか官僚の方が入るんじやないでしょうか。どんなふうに思われますか。

○森副大臣 まことに恐縮ですけれども、全く見当がつきません。

○中根委員 こういうことを指摘しているときに、笑つてそんなこと大した問題じやないと言うような方は、悪徳官僚の側の、悪徳業者の側の味方だというふうに判断せざるを得ないです。

○坂口國務大臣 選択エージェンシーの問題は、

会社自身の問題と、そして厚労省が間接的であれ

何であれかかわっている問題と、そこは冷静に分

けて考えなきやいけないと思うんですね。選択エージェンシーが企業のあり方としておやりになつていることを、私たちがとやかく言うことはできません。

ただ、国から金が出ておりますものが、国保中央会を通じてではありますけれども、国の金が出ているということについて職員がかかわるということは、決して好ましいことはありません。今後、それはやめさせたいというふうに思つております。

また、先ほどから御提示されておりますさまざまな問題、これからもまた提示されるんだろうと思ひますけれども、そうした問題の一一番根っこのところにありますのは、随意契約なわけです。この随意契約がそもそもすべてのものとの根っこになつてゐるわけでござりますから、どんな大きい問題であれ、すべて公開をして、入札制度にして、随意契約というのは一切これからやめ、こういうふうに今言つてゐるところでございます。

○中根委員 さすがに大臣と議論するのは、本当にいつもやりにくいというふうに皆さんが言つておられるんですけども率直に前向きな御答弁をここで初めていただいたわけなんですけれど

選択エージェンシーというのは、やっぱりちょっといろいろと疑問に感じざるを得ない会社であつて、既に今回逮捕者が出ている、関東信越厚生局で逮捕者が出ている。これはあくまでも、これで終わりではなくて、物事の始まり、入り口であるというふうに慎重に考えていかないと、軽々しく扱つてはいるが、本当に国民からしつべ返しをいただくということになつてしまつて、それで、ここは本当に、推移を見守るだけじゃなくして、積極的に内部調査も早く進める。年金の方

も、そういう問題が起こる前に早く、これは正しかったことになつてしまつて、それで、ここは本当に、推移を見守るだけじゃなくして、積極的に内部調査も早く進める。年金の方をいただくということになつたがりがない、そういうことでありますので、やっぱり今大臣おつしやつたように、

随意契約というところに問題がある、同じようになつて、そういうところに問題があるわけ

で、そういう悪いとは言いませんけれども、やつぱり國民から見たら悪いというふうに言わざるを得ないようなことが起ころ、そういうことを正していつていただく、これもひとつきょうはお約束をしていただきたいと思います。

「選択」の話 時間がもう約半分以上過ぎてしましましたので、この辺で終わらせていただきますけれども、冒頭申し上げましたレストランつまみぐいというのは、井上章さん、古賀誠元秘書が役人の方を接待していた場所だと言われていますので、皆さん、もしこういうお店に行かれることがありましたが、そういう方々が入りしていないかしっかりとチエックしていただきますように、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

次に、カワグチの方に移ります。

前回に引き続いて、カワグチ技研の問題なんですが、それでも、私たち、きのう社会保険庁の課長さんでカワグチ技研の川崎社長にお目にかかりました。たたき上げの、本当にフォーム印刷、ニチネン企画、そしてカワグチ技研に移つて、河口社長から川崎社長にかわつた。まさに社会保険庁や厚生省のお仕事一本で生きてきた方。だから、もう社会保険庁や厚生労働省のお役の方々なんてみんな知っていますよという感じの人だつたんですけれども、そういう人とお会いしていろいろとお話を伺わせていただきました。

四月十四日の質問において、金銭登録機の導入をなぜ一般競争入札にしないか、カワグチ技研との間で、今大臣がまさにおつしやられた随意契約にしたのかとお尋ねをいたしました。これに対し森副大臣は、金銭登録機の調達については、社会保険事務局や社会保険事務所において、その収納対策の実施計画及び国民年金推進員の確保状況などを地域ごとに異なつておりますので、全国分をまとめて、具体的な導入個数、時期を選定する

のが難しかつたため、逐次各社会保険事務局や社会保険事務所において調達したとお答えになつています。

そこで、改めてお尋ねをいたしますけれども、全国分まとめて購入できないほど、収納対策とか実施計画とか国民年金推進員の確保状況というのならばらんつているということなんでしょう。

○森副大臣 全体が把握できるできないという問題よりも、各事業所においてそれなりにそういう設備の調達計画、とかそういう個別の裁量範囲がございますし、また、一括というか、スペックはそろえて注文したわけですけれども、個別に注文しても別にコストが高くなるということもあります。ただし、やりやすいように各事業所で発注をしたということで、別にそれがばらばらにやつたら高くなるとかいうなら一括発注すればいいですけれども、そうでなければ個別の事情に応じて発注するのが私は合理的だと思います。

○中根委員 今の森副大臣のお話を裏返せば、いや、一括購入しても同じことじやないですか。何で各事務所ごとにわざわざ随意契約させたんですか。普通は、結果的に同じ価格になつたとしても、公明正大にやるには、四億四千万円の仕事なんですから、社会保険庁で一括購入、一括入札にかける、これが本来のやり方じやないです。これは前から申し上げておりますように、まさに選択エージェンシーのきのう捕まつた話と同じだと言つてゐるんじやないですか。入札逃れのためには分割発注して随意契約させて、それで日々ましまして、各社会保険事務所ごとにやつたことだから社会保険庁はあずかり知らない、偶然こうなつたんだ。あくまでもそういうふうに言い張るんですか。

○坂口国務大臣 そこはちょっと違うと思いますね。たとえ地方がやつたことであつたとしても、それは社会保険庁が全部責任持たなきやならない問題ですよ。ですから、まとめて随意契約をしようと、地方でそれぞれ随意契約をしようとする

は結果的に社会保険庁の責任で、同じことだと私は思うんです。それぞの地域でいろいろの事情があるということであれば、それぞれで決めてくださいといふのは、私は一つの方法だとうふうに思つております。ただ、全体が、全部が全部同じところでやつたというのはどうかといふうに言われる、私も少しそこはどうかなと思いますけれども、しかし、地方でそれぞれがやるということ自体は、そんなに悪いことではないと思います。

○中根委員 前回宿題にしておいて後ほどいただいた資料の中に、「金銭登録機の導入に関する検討の経緯について」という中の「金銭登録機の導入に向けた調査・検討」欄には、「カシオ計算機を除く各社の製品については、ハードとソフトが一体化した商品として販売されている」とあります。しかし、この種の機器はすべて大体そういうふうに違つていて、ですか。ハードとソフトが一体化しているんではないでしょうか。カワグチ技研の金銭登録機は、ほかの機種とどこがどういうふうに違つていて、そして、すぐれていると判断したのか。そして、お尋ねですけれども、この金銭登録機は、いわゆる汎用ハンディーテーミナルに社会保険庁のソフトを乗せたものじやないですか。要するに、ハードは一般的なものであつて、ソフトは今回新たに開発したということじやないですか。ちょうど確認させていただきます。

○森副大臣 これは、ハードとソフトが一体化したというのは、例えば、委員、私もこういうザウルスという電子手帳をいつも使つておりますけれども、こういうのは、標準品としてのハードとソフトが一体化した端末なんですね、言うまでもなく。こういったものを専門にやつてある大手の会社ではなかなか小回りがきかない。例えば、こういう特殊仕様のものを打ち合わせて、標準的なハードにソフトを乗つける作業というのは、意外にそういう大手じやできにくるものなんですよ。そういう意味で、私は、随意契約というところに若干再考すべき点はあつたとしても、今できて

いる、これが御質問の金銭登録機ですけれども、これが大体、恐らく何万、何十万と売れ、これでも五、六万なんですね。これは、特殊仕様で、これも数が非常に限定されているにもかかわらず、これだけの性能のものが十六万でできているというのは、私は、随分安くできているなど、元技術者として思います。

それは結果論であつて、プロセスについては、反省すべきは反省しなきゃいけませんけれども、そういう意味で、何が言いたいかといふと、ハードとソフトが一体化したというのは、いわゆるこういうザウルスだとか、いろいろなメーカーで売っている標準的なパソコンの端末であつて、これは、こういう特殊仕様のものは、やはりそういう標準的なもの上にどういう特殊なソフトを乗せるかということにむしろ力点を置いて開発されたもので、これは、さらに申し上げると、委員は全部お調べでござりますから輿論に説法ですけれども、カワグチ技研とフルノシステムズという会社が共同開発したものです、私は、これ自体はなかなかいい機械だなどいうふうに思います。

○中根委員 金銭登録機の導入に向けた検討、調査というものは、提出文書によると、平成十四年六月から始められています。その時点で各メカナーに仕様を告示していれば、ユーザー仕様のソフトが組み込まれた製品を平成十五年三月末までに調達できて、一般競争入札にかけることが時間的にもできはずだと思つています。

しかしながら、実際には、前回の質問のときにも明らかになりましたように、仕様書のよつなものは平成十五年三月十一日に出されているわけなんですね。実際、きのう川崎社長にお会いしたときにも、平成十四年の年末から必死でソフトをつくり始めたという記憶があるといふうに言つておるわけなんですよ。契約もしていないのに、何でカワグチ技研だけがソフトをつくり始めたしまつたんでしょう。

○森副大臣 そこら辺のいきさつは、ちょっと細

かく私も存じませんけれども、十一月二十二日で、明光商会とカシオ計算機からこういうオファーがあつたと。十一月二十六日には、明光商会とカシオ計算機からそういうオファーがあつた、提案があつたということでございますので、何らかの方法で、この辺の会社が、営業活動を通じてこういうもののニーズをキャッチしたということは、あり得ない話ではないと思います。

(発言する者あり)

○衛藤委員長 では、もう一回、それは、委員から言つてください。

○中根委員 今、森副大臣が何らかのという言葉でごまかされた部分を、もう少しというか、すべてを明らかにしてもらわなければなりません。

(発言する者あり)

○衛藤委員長 速記をとめます。

(速記中止)

○衛藤委員長 速記を起してください。

森厚生労働副大臣。

○森副大臣 十一月の段階で仕様を打ち合わせて、そのときは、カワグチ技研とカシオの両社とやつておりますけれども、それからすぐに検討を始めて、「二社は……(中根委員「契約に至る事情を」と呼ぶ)それは、契約する前に仕様を検討しないやつであります。契約できないぢやないですか。失礼しました。

○中根委員 そういふことで、当然、打ち合わせをした後、仕様に基づいて開発の可能性を検討して、そして納期が間に合うのがこのカワグチ技研であつて、この二社に対しまして、以下のような条件などをについて説明するとともに、費用の概算額、つまり見積書の提出を求めました。

○森副大臣 まず、「ハード的要求条件」「片手で操作が可能であり、プリンタと一体型であること。」

次に、「ソフト的要求条件」「簡便に機能拡張が行え、セキュリティ対策が万全であること」

三番目に、「必要な業務機能」「被保険者情報の収録や検索等が簡便に行えること」「督励結果の蓄積や現金領収書等の各種帳票の作成が行えること」

四番目に、「納入期限」、これは、平成十五年三月末までを求めました。

○中根委員 その結果、二社のうち株式会社カワグチ技研からは、株式会社フルノシステムズ社製の携帯端末をベースとして上記条件を満たすものを年度内に納入することが可能であるとの説明があつた。

一方、株式会社明光商会、「すなわちカシオ計算機」とバビアートと年金相談のために自

社会保険事務所で私どもお聞きをすることができました。

三月十一日にそいつたものを、仕様を提示しているのに、カワグチ技研は、社長みずからが、その前の年の暮れの、平成十四年の暮れにはこのソフトの開発に四苦八苦していた、そんなふうにソフтверを話ししているんですよ。この辺の時間的ななずりといいますか、どういうふうに説明されますか。

○森副大臣 委員のお手元には既にこの資料が行つてますけれども、では、念のため、事実経過をきちんとするためにこれを読み上げますと、「平成十四年十一月二十二日頃、株式会社カワグチ技研から、「社会保険事務所において携帯端末の導入が検討されていると聞くが詳細を聞きたい」との申し出があつた」、このとき、機器製造元の株式会社フルノシステムズを帶同しております。

○中根委員 そこで、この辺の運営がどうなっていますか。これが印刷システムパビアートと申します。

○森副大臣 印刷システムでございます。

○中根委員 これが印刷システムパビアートと言つて社会保険事務所に、職員さんにお尋ねをして、わからない。印刷システムでございます。

○森副大臣 あ、あのおかまねと言つてあります。

○中根委員 これが、おおかまねと言つてあります。

○森副大臣 これが、おおかまねと言つてあります。

算機株式会社と一緒にありますけれども、「からは、一部ハード的な改良とそれに伴うソフト開発が必要なため、年度内の納入は困難であるとの説明があつた。このため、結果的に株式会社カワグチ技研一社だけが、当庁の示した条件を満たすこととなつた。」というのが、社会保険事務所の実経過の説明であります。

○中根委員 これは、使い勝手が余りにも悪くで、いきなり、納入した途端に、カワグチ技研は八百万円の仕事をもらつてバージョンアップしてあるんですよ。今なお、国民年金推進員の方は余り使っていないと言われています。

○森副大臣 もう一つ使っていないのがある。もう一つ、使つていなくて、全国の社会保険事務局、事務所、自治体に、社会保険事務所と一括購入して、一括リース契約しているのが、この炊飯器みたいなもの、これが印刷システムパビアートと言つて社会保険事務所に、職員さんにお尋ねをして、わからない。印刷システムでございます。

○中根委員 あ、あのおかまねと言つてあります。

○森副大臣 これが、おおかまねと言つてあります。

○中根委員 これが、おおかまねと言つてあります。

○森副大臣 これが、おおかまねと言つてあります。

治体に置いたパソコン二台ずつぐらい。このパソコンはカワグチ技研じやありませんけれども、こんなむだ遣いばかりしていて、それで、保険料を上げるという、国民に痛みを押しつけるそういう年金法案をまだ通そうというわけですか。ここで断念したらどうですか。このことをやめない限り、大臣、もう一回出直しますと言ふべきじゃないでしようか。

○坂口國務大臣 御指摘のお話のように、過去の問題としてはいろいろあることを私も承知をいたしております。過去の問題として、それは反省をすべき点は反省をしていかなければなりません。しかし、だからといって、これから大きな将来を見ましたときに、その過去のために今後の問題を据え置くというわけにはまいりません。これらの将来の問題は将来の問題として一日も早くここは立場を明確にして、そして決めるべきところは決めていかなければなりません。その過去の問題と、そして将来の大きな問題と同一に扱うことのできないことを申し上げておきたいと思います。(発言する者あり)

○中根委員 今、筆頭が言うように、まさに今のことなんですよ。金銭登録機だつて、今むだが生じている。パビアートだつて、日々リース料が出ていて。今の問題、今むだ遣いが行われている問題。

このおかまと言われているパビアート、社会保険庁が新聞を見て、ああ、これだと思つて見つけたというわけなんですよ。それで、カワグチ技研に頼んだ。平成十年に設立されたカワグチ技研が新聞に広告を出した途端、社会保険庁が、その新聞に目を通して、これはすばらしいと思って購入を決めた。リースを決めた。カワグチにとつてはいかにも話がうま過ぎるじゃありませんか。

社会保険庁で一括して購入すれば値引き交渉もできる金銭登録機、それを随意契約でやつている。各社会保険事務所で個別に契約したと言つてはいる。それが偶然、全国カワグチ技研になつたと言つてはいる。その随意契約も二百五十万円以上は

入札にかけなければいけないという規定があるのに、二百五十万円以上のものだつて随意契約している。このおかとも随意契約している。これは違法じゃないですか。今の問題として、この違法性をどう説明するか、お尋ねいたします。

○森副大臣 少なくとも違法でないということは申し上げます。

また、ちょっと話が戻りますけれども、多少お言葉を返すようでござりますけれども、パビアートについては、本来非常に使用頻度の少ない帳票類を印刷する装置をつくろうというアイデアでつくられたもので、これは要するに、したがつて、しようつちゅう使うものじやない。しかし、それを、めつたに使わないものを別途各事務所に配送する手間とコストを考えますと、これでも評価をしてみれば、恐らくコストダウンができるんだろうというふうに私は思つてます。

また、加えて、金銭登録機については、委員も恐らくお調べになつたんだと思ひますけれども、全国的にいいますと、これはほとんどの事業所、確かに当初は使い勝手の悪いところがありましたけれども、バージョンアップして、今はほとんどのところでは使われているというふうに私は聞き及んでおります。

○中根委員 金銭登録機もまだまだ使われていいんですよ。

パビアートだつて、費用対効果と、今いかにも正的なことを言いましたけれども、絶対にコストに見合つていませんよ。しかも、ほとんど使われていないのに、二台ずつあって、一台もあつたりするところもあるわけですよ。今すぐにでも解約して、コストダウンすべきじやないです。余りにもカワグチに対してもうま過ぎる話が続いているわけですよ。やはりカワグチは社会保険庁の仕事をするためにつられた会社、だれかが暗躍してこのカワグチに仕事を与えてはいる。同じ構造が、きのうの関東信越厚生局、こういったところでも、わいろでそういう構図があつたじやないですか。監修料としてお役人に、これは明らかに

わいろですよ。もうわいろと言うしかない。わいろを払つて、監修料という名目のわいろを払つて仕事をもらつてはいる。すべてが、国民の大切な年金制度を痛めつけてはいる。信頼を損ねてはいる。国民はここに怒つてはいるんですよ。そこをわからないと、本当にダメですよ。

それだけ申し上げて、きょうは終わります。ありがとうございました。

○衛藤委員長 泉房穂君。

○泉(房)委員 民主党の泉房穂です。

今から三十分間、無年金障害者の救済についての具体的な大臣からの答弁を得るために、質問をさせていただきます。

まずもつて、この場におられる方につきましてお尋ねします。一九九一年までは、学生は任意加入であります。ここにおられる方はほとんどの方が、その一九九一年までに学生であつた方だら、手を挙げていただけますか。恐らくおられる方が、その一九九一年までに学生であつた方だら、手を挙げていただけますか。恐らくおられなうと思います。この中で、御自身がその任意加入の時代に年金に加入していた方がおられましたら、手を挙げていただけますか。恐らくおられなうと思います。

この年金には入つていませんでした。そういつた中で不幸にして事故に遭われた、そういう方たちが、今回問題となつております学生無年金障害者の方々であります。

きょうは、傍聴席に多くの無年金障害者の御本人やその御家族の方が来られております。こういった問題は、本当に具体的なイメージを持つて考えた方が、きょうお越しの原告のお一人、原さんという方は、一九六八年、今から三十六年前、御本人が神戸大学の四年生のときには交通事故に遭い、その後、車いす生活を余儀なくされております。その事故に遭われて後、一年後からは、国民年金の保険料も納めているわけあります。しかるに、全く、何らのこういった障害

基礎年金等の給付はなされておりません。

また、もうお一方、猿木さんという方もきょうお見えです。その方は、今から二十六年前、一九七八年のときに、関西学院大学四年生、アメリカンソフトボールの選手として活躍しているその試合中に事故に遭い、その後二十六年間、車いす生活を余儀なくされております。その方も、今はちゃんと国民年金の保険料を払つてはいるわけであります。しかるに、全くもつて救済がなされていらないという状況が続いております。もう二十年、三十年経過している問題であります。

この点につきましては、この間、国会でも多くの審議がなされ、附帯決議にもなつております。さきよう、お手元の方のペーパーにもあります、附帯決議、十五年前の参議院、十年前の平成六年には衆議院におきまして、無年金障害者の救済を図る、そして、一ヶ月後の参議院におきましては、その文言に「速やかに」という文言まで入れて、国会として早期救済ということを打ち出していたわけであります。二年前の七月には、坂口大臣みずからが坂口試案を出されまして、この問題に取り組もうとなさいました。

しかるに、その問題につき具体的な救済がなされないまま、今日に至りました。その結果、地裁におきまして、立法不作為という理由におきます違憲判決まで出されるという状況になつております。控訴の云々につきまして、きょうは問題にいたしません。

ただ、いざれにいたしましても、救済が必要であるという点におきましては、大臣も認識をともにするところだらうと思います。一枚、お手元の紙をめぐつていただければわかります。これは調査室の方でつくつていただいた資料ですけれども、障害基礎年金、例えば一級の方の場合、年間百万円程度と仮定しますと、二十から仮に六十五歳までとしますと、四千五百万程度の給付がなされます。国民年金保険料は、これは払う方でありますから、現行の一万三千三百円でいきまして

数十万円になります。プラスマイナスで五千万円の差が出ております。

十九歳、誕生日前、二十の誕生日前であれば救済が得られる、支給が得られる。しかしながら、誕生日を過ぎた後に交通事故に遭う、またスポーツ事故に遭う、そういう場合にはこんな五千万もの差が生じてしまう。これが果たして公平なのかという問題であります。この点をとらえまして、今回の判決も、余りにも不平等であるという認識のもとに判決がなされたと認識しております。

そこで、まず大臣に問います。

大臣自身は、二年前の七月、坂口試案を出されました。その中で、大臣みずから、今の無年金障害者の置かれた状況については看過したい、御本人のみならず家族の方も高齢化が著しいと言つておられます。また、生活保護があるにしても、受けておられる方は世帯単位の原則もありまして一割程度、仕事をお持ちの方も二割程度、ほとんどの方が救済を得られないままの状況にあるといふ認識を述べておられます。そして、すべての無年金障害者に対して救済すべきであるという認識のもとにこの試案を出されたと思います。

そこで、まず大臣につきまして、このときの、二年前の決意、大臣のその現状認識、無年金障害者の置かれている状況に対する厳しい状況認識、そして救済が早期に必要であるという認識は変わらないのか、変わったのか。まずその点だけ、短くお答えください。

○坂口国務大臣 短くということでござりますか

そのときの気持ちというのは現在も変わっておりません。そのときの気持ちを持ち続けておりまることを、まず申し上げておきたいと思います。もう少し経過を言わせていただくんだけたら言わせていただきますが、時間ありませんか。なければ……。

○泉(医)委員 また言つていただきますので、具体的な救済につきましては、立法不作為とい

うこともありますので、民主党の方の党内手続も今經ておりますので、救済案を今作成中であります。

参考までに、民主党の案の概要だけ手短に申し上げさせていただきますと、救済の対象は、すべての無年金障害者を対象、視野としつつも、学生、主婦、在日外国人、在外邦人をまずもつて救済していく。金額につきましては、障害基礎年金に相当する額を持っていく。そして、今問題提起しました国民年金保険料の免除という仕組みも組み入れていく。そして、具体的な制度、枠組みにつきましては、年金制度の枠組みとしつつも、実際の財源は国庫でもつて見ていく。そして、救済時期は、本国会で通れば十月一日施行というような内容にて、現在、党内手続を進めさせていただいている。

そこで、政府・与党につきましても、新聞報道、また与党合意や坂口談話にありますように、救済に向けて取り組む途中だらうと思います。そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。そこで、最高裁判決が今、救済に向け取り組む途中だらうと思います。そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。

まず、すべての無年金障害者の救済が必要であるということを前提としつつも、まず、今回の与党合意にあります「学生等」、そして坂口談話にあります「一定範囲の方々」の救済というその範囲であります。

○泉(医)委員 救済範囲につきまして、今回、まことにありますので、そこはいろいろ御議論をしていただけます。

外国人の問題につきましては、最高裁判決がござりますので、あるいはまたさまざまの要件がござりますので、これをどうするかというのにはいろいろの御議論のあるところだというふうに思つておられます。

そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。

まず、すべての無年金障害者の救済が必要であるということを前提としつつも、まず、今回の与党合意にあります「学生等」、そして坂口談話にあります「一定範囲の方々」の救済というその範囲であります。

○泉(医)委員 救済範囲につきまして、今回、まことにありますので、そこはいろいろ御議論をしていただけます。

外国人の問題につきましては、最高裁判決がござりますので、あるいはまたさまざまの要件がござりますので、これをどうするかというのにはいろいろの御議論のあるところだというふうに思つておられます。

そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。

○坂口国務大臣 これは国会の同意を得なければいけない話でございまして、各党でひとつ御議論をいたしまして、そして合意を得るという手続をお願い申し上げたいというふうに思つております。

私の気持ちといたしましては、もちろん学生の皆さん方は当然でございますが、それから、同じ立場にあります主婦の皆さん、いわゆる掛け金をしてもしなくていいという時期があつた皆さん、これは、同じ扱いをしなければ少し不公平ではないかと私は思つております。その二つまでは、私はどうしても第一歩として入れていただきたいと思うふうに思つております。

外国人の問題につきましては、最高裁判決がござましたりとか、あるいはまたさまざまの要件がござりますので、これをどうするかというのにはいろいろの御議論のあるところだというふうに思つておられます。

そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。

まず、すべての無年金障害者の救済が必要であるということを前提としつつも、まず、今回の与党合意にあります「学生等」、そして坂口談話にあります「一定範囲の方々」の救済というその範囲であります。

○泉(医)委員 救済範囲につきまして、今回、まことにありますので、そこはいろいろ御議論をしていただけます。

外国人の問題につきましては、最高裁判決がござりますので、あるいはまたさまざまの要件がござりますので、これをどうするかというのにはいろいろの御議論のあるところだというふうに思つておられます。

そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。

○泉(医)委員 救済範囲につきまして、今回、まことにありますので、そこはいろいろ御議論をしていただけます。

外国人の問題につきましては、最高裁判決がござりますので、あるいはまたさまざまの要件がござりますので、これをどうするかというのにはいろいろの御議論のあるところだというふうに思つておられます。

そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。そこで、個々に、具体的に尋ねていきます。

○坂口国務大臣 これは、先ほど申しましたように、御議論をしていただいて決定していただくなどというふうに思つております。

ただ、私が坂口試案を出させていただきましたときに、さまざま角度からいろいろのことを検討したわけでござります。また、各省庁に対し

ましても、可能かどうかのこともいろいろお聞きをいたしました。そのときは印象といたしましては、範囲を拡大すればするほどなかなか実現が難しいなという印象を受けたわけでございます。

しかし、そのときは時が変わりまして、各党の中からこうした御意見が出て、そして与野党の中いろいろ御検討をいただくということになつてしまひましたから、環境はかなり変わつて、好転しているというふうに私も受け取つてゐるわけでございます。

その類につきましても、年金の保険料をお支払いになつていて、そしてなられた皆さんと、そうでない皆さんと、やはり同じ類にするというのは、そのときもいろいろの角度から検討いたしましたけれども、いささか抵抗がある。しかし、さりとて、少ない額であれば手当としての価値がなくなつてしまふ。そのところをどう解決をしていくかということが、そのときにもいろいろ議論になりました。私も、そこで結論を出すことができなかつたために、いろいろの数字をそこにお示し申し上げて今後にゆだねた次第でございます。

そうした経緯がございますので、どうぞひとつ、委員に中心になつていただいて、民主党の方はおまとめをいただいているようでございますから、各党との間の御協議にも加わつていただきまして、そしてよりよい方法で決定をしていただければ私は幸いでございます。

○泉(房)委員 確かに、今回につきましては、早期救済を考えますと、政府からの提案という部分がある意味、時期的な問題、また財務省を含めての全体の合意が得られるかという問題からして、議員立法という方向性があり得るんだろうということは理解します。

しかしながら、厚生労働省のトップである坂口大臣みずからリーダーシップは極めて大きいと思います。その点、今のお答えでは、金額面について、議員立法といふ方向性があり得るんだろうと思いましての思いというものが伝わつておりますが、少なくとも、坂口試案に

おきます六割を下回るようなことがあつてはならないと考えます。そうであれば、坂口試案の二年から後退になつてしまします。その点、大臣のお考えを再度お聞かせください。

○坂口国務大臣 私が余り先に言うのは失礼だというふうに思つておりますが、思いいたしましては、今委員がお示しになりましたように、前回私が示しました案以下にならないことを私も期待をいたしているところでございます。

○泉(房)委員 今のお答えは、少なくとも六割以上だという答弁だと理解いたします。

しかしながら、私は、六割でいいと言つているわけではありません。これはまさに、先ほどの事例で申しました、二十の誕生日になつたからといつて、当時、国民年金に入ろうなんて思う方はほとんどいなかつたという状況であります、気づかなかつたわけであります。その中で、たまたま交通事故に遭つた、たまたまアメリカンフットボールやラグビーの試合中に事故になつて障害になつた、その方に対しまして、あなたは年金に入つていなかつたから、保険料を払つていなかつたから少なくて仕方ないですねと果たして言えるのかという視点からいきますと、やはり満額であろうと思います。

そしてまた、制度論からいきまして、その当時はそうはいつたつて入つて居る人がいたんだからと言いますが、それは制度の枠組み 자체が、政府・与党の言葉だと、政策移行期であるとか発展過程であるとか、年金制度改革のそいつた表現を使われておりますが、いずれにしても、そのときに強制加入にしていればこういつた事態は生じなかつたわけであります。過去のそいつた、しあわせなかつたことをしなかつた、それを理由にして、だから減らすんだという理由はどうしても納得できません。改めて、満額、少なくとも満額に近い金額を強く申し入れたいと思います。

そしてまた、このお金の問題につきましては、先ほど来申しておりますが、支給を受けられない

のみならず、国民年金の保険料を払つてゐるわけになります。

具体的に申しますと、障害になつてしまつて、後遺症が残つてしまつた、一生車いす生活だと言つて、周りから言われて役所の方に行つて、障害基礎年金がもらえると思って行つたところ、残念でした、あなたは学生時代に任意加入していませんでしたから出せません。そのかわり、かわりと言つては逆なんですが、そのかわり国民年金の保険料をさかのぼつて払つてくださいと言つて、払うわけです。

こんな不合理なことがあるのか。支給を得られないのみならず、国民年金保険料はその後も払い続けている方がたくさんいるわけであります。抛出なくして給付なしと言いますが、ほとんどの方はちゃんと払つてある。わずか一年二年、学生時代に払つてないなかつた、そのことによつて全くもつて救済が得られないという、本当に不合理であります。

その点、その国民年金保険料につきまして、民主党の案でいきますと、満額ですから、法定免除として、一円も払わなくてよくなる仕組みができるます。しかしながら、坂口大臣の今の答弁のように、幾らかでも少なくなりますと、法定免除という枠組みは難しからうとは確かに理論的には思ひます。しかしながら、今のように世帯単位で免除

となります。しかしながら、今のようないくつかの国民年金保険料を負担しなくていいような、ないしは軽減できるような工夫がなされてしかるべきでありますと私は思いますが、その点、大臣のお考えをお聞かせください。

○坂口国務大臣 ここは、無年金障害者の皆さん方の問題のみならず、障害者全体に実はかかる問題でございます。

このあたりも、年金制度の枠内でいくのか、福祉的措置でいくのかというような議論の立て方があるようですが、民主党案によりまして、保険料を回していくというような立て方はしております。全額国庫負担という枠組みであります。この点、老齢年金の場合、確かに拠出と給付の関係の問題もありまして、保険料を払つていない方に

しかし、障害年金に立つては、諸外国を見ましても全額国庫負担ということはよくあることあります。日本の場合でも、障害福祉年金の時

代におきましても全額国庫負担でやつていたわけありますので、この点から考へまして、別に福祉的措置だといったとしても、ある意味、年金制度の枠内で取り組むことも可能だらうと思います。

この点、坂口試案によりますと、坂口大臣みずからが、福祉的措置によるならば対象者は限定できぬ、すべての救済というふうに言つておられます。しかしながら、今の議論の中では、対象者を限定する方向というような答弁であります。

これは一見矛盾するかのようになりますし、たゞ、ここで矛盾をつきたいと思つておられる大臣の意向のように、対象者を限定できません。大臣の意向のように、対象者を限定するというのは、与党合意の方にありますように、年金制度改革の発展過程、ないしは、坂口試案によりますと、政策的移行期という表現です。原告や弁護団からいいますと、制度の谷間、制度の欠陥という表現になりますが、いずれにいたしましても、そういうことからして、福祉的要素と年金制度的要素が加味されるわけであります。

であれば、やはり、金額において、障害基礎年金というものを目安に、目標にしたような金額設定になさるという方向に働くはずでありますし、また、繰り返し述べますが、国民年金保険料の法定免除、申請免除に対する工夫といった意味で、年金制度の枠内、枠内、枠外というよりは、年金制度的因素を十分加味し得ると考えますが、この点、どのようなお考へか、お答えください。

○坂口國務大臣 年金というのは、大変かたくなでござりますけれども、支払いをした人にこれは給付するという大原則のもとに成り立っているものでございますから、その原則の中で処理をしようとございます。

おつしやいますように、じゃ、年金と関係ないのかと言われば、それは年金に入つていなかつたがゆえに起つたことでござりますから、関係がないとは言えない、一面において関係はあると

私も思つてゐるわけでございます。

それで、そのときに、私が、政府のたしか法制局たつたと思いますけれども、お聞きをしましたときには、それをするんだつたら一部だけするといふにはいきませんよという話だつたというふうに記憶をいたしております。そんなことから、うに記憶をいたしております。

しかし、今回、皆さん方がいろいろ御検討をいただいて、与党の方も検討していただいておりますし、民主党の方も、またその他他の党もおやりをいただいているかもしませんが、おやりをいただいていて、そして、つくり上げていてこうといいます場合には、先日もう一度聞き直したところでございますが、そこまでかたくなに言わなくともいいのではないかという意見もあるようですが、そこはいろいろとお話し合いをいただければありがたいというふうに思つておられます。

○泉(房)委員 いたしましても、すべての無年金障害者の救済が必要であるというのは当然の前提であります。

今回の与党合意、坂口試案、坂口談話という流れの中で、まずもつてどこから救済できるかという問題でありますので、その論理的整合性を追求する余りにできないのではなくて、その部分、あくまでござりますが、長年の間、いわゆる脊損障害の皆さん方とのおつき合いがございまして、地元でござりますけれども、長い間その支援活動等も続けてまいりました一人でございます。したがいまして、その皆さん方のお一人お一人がどのようないふうに思ひます。

ただ、与党の方の合意におきましても、この年金改革全体の合意の中でも、速やかに結論を得るといふふうに思ひます。

ただ、これがでければ、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

○泉(房)委員 今、大臣の方から今国会中という言葉が出来ました。

ただ、今回は政府提案ではなくて議員立法といふことありますと、与党の自民党、公明党さんの方の動き、これが重要になろうと思います。

ただ、この点、繰り返しですが、大臣はリーダーシップを發揮すべき立場であります。また、重ねて申し上げますが、二年前に坂口試案まで出して、多くの方、原告の方々、当事者の方々、随分期待をしました。さすが坂口大臣だ、大臣はついて、やる気なんだという期待を抱いたわけであります。そういう期待を抱かせた責任もありま

違つてまいります。

財源論は確かに難しい議論がありますが、例えば今回の国会で議論されております児童手当につきましたら、今回六歳から九歳にするということでプラス二千億という金額を捻出しておるわけでありまして、やろうと思つてできない話ではないか

ううとあります。

この点、財源論との関係で、たくさんの方を救済しようと思うと金額が少なくなつてしまふといふことは、今のように対象者の限定もやむなしと

いうお考えあれば、その分金額につきましてはより充実したということだと思いますが、その点、お考えを再度お願ひいたします。

○坂口國務大臣 財務省のことまで私が申し上げるわけにはまいりませんので、今後の議論にゆだねたいといふふうに思ひます。

ただ、与党の方の合意におきましても、この年金改革全体の合意の中でも、速やかに結論を得るといふふうに思ひます。

ただ、これがでければ、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

ただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

○泉(房)委員 今、大臣の方から今国会中といふふうに思ひます。

ただ、この点、繰り返しですが、大臣はリーダーシップを發揮すべき立場であります。また、重ねて申し上げますが、二年前に坂口試案まで出

して、多くの方、原告の方々、当事者の方々、随分期待をしました。さすが坂口大臣だ、大臣はついて、やる気なんだという期待を抱いたわけであります。そういう期待を抱かせた責任もありま

さん会つてくださいという声にもかかわらず、伝えて聞くところによりますと、直接会つて聞かなくとも気持ちちはよくわかつてゐる、この問題はよくわかつてゐるというような中で、原告に会わざして控訴したという経緯もあります。

そのことからしましても、大臣みずからリーダーシップを發揮して、今会期中の成立に向けて、全面的な、最大限の努力をするという言葉ぐらいであつてもいいんじやないか、今傍聴席で聞いておるので、一步踏み込んだ大臣の御答弁をお願いいたします。

○坂口國務大臣 実は私は、大臣になります前からでございますが、長年の間、いわゆる脊損障害の皆さん方とのおつき合いがございまして、地元でござりますけれども、長い間その支援活動等も続けてまいりました一人でございます。したがいまして、その皆さん方のお一人お一人がどのようないふうに思ひます。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

○坂口國務大臣 実は私は、大臣になります前からでございますが、長年の間、いわゆる脊損障害の皆さん方とのおつき合いがございまして、地元でござりますけれども、長い間その支援活動等も続けてまいりました一人でございます。したがいまして、その皆さん方のお一人お一人がどのようないふうに思ひます。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

ただ、これがでれば、私も試案を提案させていただきました一人として大変うれしく思う次第でござります。

また、今回、違憲判決が出た後、原告からたく

方々のうち、一部の学生、主婦だけまず取り上げて救済するという面につきましては、ある意味、それに入らない在日外国人の方から見ますと、どうしてそちらが先なんだ、自分たちは入りたくても年金制度に入らせてもらえないかった。しかし、一九八二年以降であれば在日外国人の方にもちゃんと障害基礎年金が支給されている。まさにその制度、どちらかだけで違う、こんな不合理があるのかという思いはなお一層強いと思います。

そういう意味で、今回の救済対象がどうなるとも、すべての無年金障害者の救済に向けて、大臣として、また、大臣が仮に任期が終わつたとしても、政治家生命をかけて最後まで取り組むという決意を最後にお聞きしたいと思います。

○坂口国務大臣 人の命には限りがありますように役職にも限りがありますから、務めております間、一生懸命にやさせていたくのは当然でござりますし、たとえ自由な身になりましても、一緒にまたやさせていただきたいと思つております。

○栗(厚)委員 本当に、早期救済に向けて大臣のリーダーシップの発揮を強く求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○衛藤委員長 山口富男君。

○山口(富)委員 日本共産党的山口富男です。

冒頭に、まず坂口大臣に一点確認しておきます。

先ほど中根委員の方から、選択エージェンシーの問題が出来ました。ちょうど一週間前に私はこの問題を取り上げまして、厚生労働省、社会保険庁にかかる重大な疑惑である、これについての徹底的な調査を求めたんですが、その際に、坂口大臣からは、なお調査するのでもうしばらく待つていただきたいという話でした。きょう、森副大臣の答弁ですと、四月中という話も出たんですかれども、この問題につきましては、私は、厚生労働行政にかかる重大な疑惑ですから、国会に対しきちんと調査をして報告するというのが、国民の皆さんに対する説明責任をまず果たしたことになると思うんです。

その点で、大臣から、四月中に必ずこの問題ではきちんととした調査を国会に報告する、当委員会で報告する、この点をもう一度確認しておきたいと思います。

○坂口国務大臣 前回でございましたが、御質問がございまして、そして、全体ずっと当たらせております。

課長補佐以上、すなわち、そういうことにタッチしてはならないということが決まっております課長補佐以上のところはないということがわかります。係長以下のところでそれじやどうなか。こちらにいる人、それから遠くへ転勤をしている人、中にはどこかへかわつた人というような者もいるものでございますから、そうした人も含め、そうした担当についておりました局の、あるいは課の人たち、少しさかのぼつて、そして調査をしているということをございまして、少しおくれておりまして申しわけございませんが、はつきりさせて御報告を申し上げたいというふうに思っています。

先ほど森副大臣の方から四月中にと、いうふうに御答弁を申し上げましたので、できるだけ詳しくしたいというふうに思つておりますが、新しい問題も起つたりしているものですから、最終までは行かないかもしれませんけれども、できるだけ皆さん方に御報告を申し上げるようになつたといふふうに思つております。

○山口(富)委員 できるだけではなく、必ずお願ひしたい。よろしいですね。答弁は結構ですが、よろしいですね。——はい、うなずかれましたので、では、必ずお願ひいたします。

私はちょうど一週間前に、公的年金制度の問題につきましては、国民年金も厚生年金もいざれも低額、非常に低い額にとどまつているという問題を、具体的な材料も示しまして、大臣にもその図も見ていただきました。そして、改革というならば、無年金者の問題も含めまして、低額年金の問題を改善することが今喫緊の課題になつてゐるという提起をいたしました。

きょうは、もう一つ大きな問題になつております年金の空洞化にかかる問題について、これからただしてまいりたいと思うんです。

それぞれ国民年金、厚生年金の順を追つて聞いてまいりたいと思うんですが、まず、国民年金の問題です。

いわゆるバブルと言われた経済がはじけたのが一九九二年、平成でいいますと四年ですけれども、それから直近の社会保険庁の調査というのが、ちょうど十年後の二〇〇二年の数字が一番新しいですから、一九九二年から二〇〇二年の推移を見ると、国民年金の保険料をめぐつて未納者数はどうなつてゐるのか、それからもう一つ、いわゆる納付率、これはどういう変化があるのか、この二つの数字についてまず示していただきたい。

○薄井政府参考人 国民年金の納付状況について、二つの観点からお尋ねがございました。まず最初に、納付率の関連でお答えをさせていただきますけれども、当該年度分の国民年金保険料として納付すべき月数のうちで、その年度中に実際に納付された月数の割合を示す納付率、かつては検認率という言葉を使っておりましたけれども、これが、平成四年度が八五・七%でございました。この数字は、昭和六十一年の基礎年金導入後では一番高い数字であったかと思ひます。そして、この数字が平成十四年度では六二・八%、こういう数字になつてゐるところでござります。

それから、国民年金のいわゆる未納者についてでございますけれども、これは三年に一回調査をいたしております。そこで未納者の定義でございますけれども、国民年金第一号被保険者のうちで過去二年間全く保険料を納めておられない方、これは、保険料納付を要しない、いわゆる法定免除とか、こういう方を除く方でござります。

そういう形で、過去二年間保険料を納めなかつた方を未納者と定義いたしまして、国民年金被保険者実態調査で把握をいたしておりますが、最初にこのデータがござりますのが、平成八年の調査、時点といたしましては、一年度前の中根委員会議第十四号

の数字でござりますけれども、百七十二万人という数字でござります。直近の平成十四年の調査、これは平成十三年度時点での調査ということになりますけれども、三百二十七万人が未納者、こういう数字になつてござります。

〔委員長退席、北川委員長代理着席〕

○山口(富)委員 そうしますと、納付率で見た場合に、二二・九%マイナスになつてゐる、それから、未納者で見ますと、百五十五万人新たにふえているということになります。

それで、国民年金の場合は、保険料につきまして未納になつた場合、二年を過ぎると時効になると、未納者で見ますと、百五十五万人新たにふえています。

○薄井政府参考人 国民年金の第一号被保険者が納付すべき保険料につきまして、今御指摘ございましたように、二年間保険料の納付が行われない場合には時効によつて徴収が不可能になる、こういうことでござりますけれども、平成四年度から平成十二年度までの九年間と、この期間でござつたように、二年間保険料の納付が行われない場合には時効によつて徴収が不可能になる、こういうことでござりますけれども、平成四年度から平成十二年度までの九年間と、この期間でござつたように、二年間保険料の納付が行われない場合には時効によつて徴収が不可能になる、こういうことでござりますけれども、平成四年度から平成十二年度までの九年間と、この期間でござつたように、二年間保険料の納付が行われない場合には時効によつて徴収が不可能になる、こういうことでござりますけれども、平成四年度から

五兆五千億に上るという状態です。

私はこれは、国民年金の空洞化というとどまらずに、国民年金という制度の根本からいきまふやしてしまつて、そして、その額は何と約三三三

ました資料の一枚目をごらんいただきたいと思うんです。これが問題になつております督促状というもののなんです。これが納めていない方々に送られるというわけですね。

に、こういふうに書かれております。「定期的に限を過ぎて完納しないときは、財産差押の処分をします。」大変強圧的な、これが大臣が言われる強制という意味合いだと私は思つんですけども、死ことこの一月に五百人の方この督促状が差

県にこどもの一月に五百人のためにこの替假れがなされたと
られたと言われます。

すけれども、四十四件この督促状が発行され、そのうち十件について財産の差し押さえが行われたという報告を受けておりますが、一体これは具體的にどういうケースなんですか、財産差し押さえに至つた。

○薄井政府参考人　ストレーントに最初から差し押さえに至るというわけではございませんで、昨年の秋の時点で、これはある程度所得がある、あるいは資産があると考へられる中で保険料を納めていただけていない方、全国で約一万人弱というところでございますけれども、こういう方々に対しまして、ふだん送つてある催告状よりは、やはり納めていただくということを強く訴えました最終催告状というのを送らせていただきました。

その後、個別にアプローチをさせていただきまして、それらの中には、よくよくお話を聞いてみると、所得がないとかそういう方もおられるわけになると、で、そういう方は外しまして、それからまた、これからお納めをいただくというお約束をいただいた方も外しまして、そういう方でない方につきまして、して、約五百件の方について督促状を出させていただいたということです。

督促状を受けましてお支払いをいただいた方もあります。当然おられるわけでございまして、そうでない方につきまして、最終的な処分でございます差し押さえに至ることをやつていているということです。

全体的な状況につきましては、まだ現在進行形でございますので取りまとめはいたしておりませんけれども、かかるべきタイミングで取りまとめをしたいと考えているところでござります。

えていただきたい。

七%。いわば、言葉はきついですけれども、懲罰的で強制徴収を始めたとしか考えられないと。では、次にどこに行くのか。これに基づけば、次は大阪ですよ。五三・三%。そして次が東京。五七・三%。

厚生労働省は、こういう強制徴収をいよいよ東京や大阪という大都市でもやろうというお考えなんですか。

な判断をしなければならないところになるとなると
私は思うんです。

これは、国民としての義務であり、皆お支払いをいただく。それも、経済的にお困りになつているというのならば、それはやむを得ないといつてもあるでしよう。しかし、払つていただいていたる方と払つていただいていない方と、カーブを描く。非常に経済的に束まれているにもかかわらずお支払いにならない、そういう方がおみえになる。そういう方に対しましては、催促状を差し上げ、そして、それでも応じていただけないときには厳しい判断を最終的にしないければならない。

私が先ほど申し上げましたのは、それなりの手順を踏んで、それぞれの皆さん方の状況といふ

ものもよく拝見をして、理解をして決めていかなければならぬ、最初から税務署が入つてということはなきことではない、こういうことを申し上げたわけでありますて、手順を踏んでやるのは、それはお許しをいただきたいといけないと私は思つております。

す。私は、そういうのを抜きに、やつちやいけないとか、やるとか、そういう議論をしているんじゃないんです。

けれども、配付しました資料の二枚目を「こんなにただければわかるように、所得水準に応じてカーブは全く違うんです。それを見ていただいて対応しなければ、私は、今の政府の案では、結局、保険料は直上りする、それから強制収取は取りか

かる、財産の差し押さえをする、こういう悪の力ニズムに入ってしまうと。これでは、今でも公的年金制度の土台が揺らいでいるときに、それをつぶすような方向で動いてしまうじゃないか、そのことを指摘しておきたい。

げてまいりたいと思います。

化は、国民年金だけではありません 厚生年金でもかなり大きく空洞化が起きております。先に私の方で数字を申し上げますと、配付資料の三枚目に、関連する、これから質問する資料が幾つか出てまいりますが、一九九八年度末の被保険者数は、厚生年金で三千三百四十七万人です。これが、二〇〇二年度末で三千百七十万人へと、百七十七万人減っている。

それで、これまで五年置きに財政再計算をやつていたわけですねけれども、三枚目の資料をごらんいただきたいんですが、一〇〇〇年、二〇〇一年、二〇〇二年と見通した数字と実績の数字との食違いなんですが、大体、年間二百万人以上、目

込んだ数に比べて被保険者数は伸びていないという数値がはつきりあらわれています。
一体この狂いというのはなぜ生じたのか、そ
れども、これだけの差が生まれたことによつて保
険料の收入でどういう影響が出たのか、これを三
していただきたい。

年金の被保険者数につきましては、平成十一年の財政再計算では三千四百三十万人と見込んでいたところでございますが、実績は三千二百二十万でございまして、二百十萬少なくなつてきておりま

ます。これは、やはり最大は、厳しい経済状況のもとで、雇用の面で厳しくなつてくるということが、どういうふうに思つております。

雇用なり賃金は選行指標でございますので、少しおくれて下がつてまいりますので、その状況が出てきているということだろうというふうに思つております。基本は経済の状況だろうというふうに思ひます。

○山口(憲)委員 これは、基本は単純な経済じゃないんですよ。

三枚目の表の下の欄をごらんいただきたいんですが、これは今の企業での正規の職員と非正規職員

員の差を示したものですが、これを見ますと、一九九七年、平成九年と二〇〇二年、平成十四年を比べてみると、少し数字を丸めさせてもらいますが、雇用考査全体でいきますと、五千四百九十九万六千人から五千四百七十三万三千人へと、マイナス二十六万五千人、四千人。正規労働者でいきますと、三千八百五十五人から三千四百五十五万七千人と、マイナス三百九十八万人。では、このマイナスの三百九十八万人のかつての正規の雇用の方、先ほど大臣は常用雇用が大事だということをしきりに強調されましたけれども、一体どうなったのか。その多くはパート、フ

ルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託になつてゐるんです。パートで八十二万六千人、アルバイトが八十九万三千人、派遣社員が四十六万四千人、契約社員その他で百五十万人、合わせてここで三百六十九万五千二百人いるんです。ですから、正規の職員の雇用だった方々、常用雇用だった方々のほとんどが非正規雇用になつた。

では、何でこういうことになるのか。それは理由ははつきりしていますよね。経済一般じゃなくて、大手の企業、財界、大企業が、リストラ策を発表して正規の職員をできるだけ減らしていく、そういう政策をとつていて、そのうちは政策をとつていてるからなんです。

ここで、私、坂口大臣にお尋ねしますけれども、年金制度の問題を考えても、この今の財界、大企業の労働政策の問題の転換を図らないと、年金の現在と将来の安心が図れない、そういう時点に来ているんじやありませんか。

○坂口国務大臣 今お話をございますように、確かに正規の雇用が減つてきてることは事実でありまして、これは現在の経済動向というものが大きくなつて、中小のところでもリストラをされたところがございますが、御指摘の大企業のところでも多かつたことも、私は率直に認めなきやならないというふうに思つております。企業の皆さん方に今お願いをしておりますのは、今後、新しい学校を卒業した人、そうした人もやはり採用していただきたいといふことを申し上げています。

もう一つ総論的なことを申し上げると、企業は一体だれのものかということではないか。働く人々のためであり、そしてまた下請の皆さん方のためのものであり、全体のものであるという御認識をお持ちいただいて、ぜひとも雇用に対する格段のお力添えをちょうだいしたい、こういうふ

うに申し上げてあるところでございます。

○山口(富)委員 この問題は、年金の支え手の問題でありますし、働いている方々が現仕と将来の年金をどういうふうに受け取るのかという問題にかかわるわけですね。

では、大臣にお尋ねしますけれども、雇用が大事だというお話なんですが、一体政府は、パートから契約社員、これらの方々の年金の加入状況について、何らかの調査をしているんですか。

○吉武政府参考人 数字をちょっと正確に申し上げますと、厚生年金あるいは共済年金にパートの方で加入しておられる方は二八・七%，被扶養配偶者になつておられる方が三〇・六%，それから国民年金に入している方が二三・〇%でございまして、いずれにも加入していない方が一七・五%おられます。

○山口(富)委員 時間が経過しましたが、答弁されましたから。

○吉武政府参考人 ちょっと手元に資料がございませんので、記憶しているところで申し上げますと、パートの方で申し上げますと、厚生年金の被保険者である方は大体三割ぐらいでございます。

それから、これは女性の方が主だろうと思いますが、いわゆる第三号被保険者の方が三割ぐらい。それから、一部の方でございますが、これは多分パートであつても収入が相当多い方でございますが、国民年金の第一号被保険者の方がおられまして、全体でいわゆる未加入、未納の状態の方は十数%、そういう状態でございます。

ですから、六割ぐらいの方は、御本人が厚生年金あるいは第三号という形で、一応、被用者年金の体系に属しておられるという状態でございます。

○山口(富)委員 年金問題に詳しい局長の答弁がこの程度ですからね。結局、この分野に大きな問題があるのに、きちんとした調査はないんですね。

企業の皆さん方に今お願いをしておりますのは、今後、新しい学校を卒業した人、そうした人もやはり採用していただきたいといふことを申し上げています。

私は、今度の政府の制度設計というのは、百年

りましょう。

○吉武政府参考人 数字をちょっと正確に申し上げますと、厚生年金あるいは共済年金にパートの方で加入しておられる方は二八・七%，被扶養配偶者になつておられる方が三〇・六%，それから国民年金に入している方が二三・〇%でございまして、いずれにも加入していない方が一七・五%おられます。

○山口(富)委員 時間が経過しましたが、答弁されましたから。

○吉武政府参考人 ちょっと手元に資料がございませんので、記憶しているところで申し上げますと、厚生年金の被保険者である方は大体三割ぐらいでございます。

それから、これは女性の方が主だろうと思いますが、いわゆる第三号被保険者の方が三割ぐらい。それから、一部の方でございますが、これは多分パートであつても収入が相当多い方でございますが、国民年金の第一号被保険者の方がおられまして、全体でいわゆる未加入、未納の状態の方は十数%、そういう状態でございます。

ですから、六割ぐらいの方は、御本人が厚生年金あるいは第三号という形で、一応、被用者年金の体系に属しておられるという状態でございます。

○山口(富)委員 年金問題に詳しい局長の答弁がこの程度ですからね。結局、この分野に大きな問題があるのに、きちんとした調査はないんですね。

企業の皆さん方に今お願いをしておりますのは、今後、新しい学校を卒業した人、そうした人もやはり採用していただきたいといふことを申し上げています。

私は、今度の政府の制度設計というのは、百年

が出されて、やはりこれは年金について国民的論議の一步踏み込んだものをさらに行う必要があるのではないかというふうに御指摘されたと思いま

す。そこで、大臣にしかできない、大臣に今やつていただきたいことで、そうであれば、まず超党派のワーキンググループを大臣が主導してつくっていただきたい。これは今非常に重要であります。

坂口大臣は先ほど、それはそれとしてとりあえず今回の年金問題を論じてほしいというふうな御趣旨にも受け取れましたが、もちろん今回の年金問題は、私は政府案とは違う案を持つておりますのかを調べてくれと。それはないんですよ。

そのことだけ申し上げ、質問を終わります。

○衛藤委員長 阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

本日が年金問題に関する審議の本格的なものとして二日目に至つておりますが、私は、きょうの論議を開きながら、やはり年金の制度改革問題の議論のされ方はその国の民度をあらわすものであるということを強く思つておりました。

どうしたことかというと、せんだつて、イラクの人質問題で三人プラス二人の方の無事な解放があつたのですが、この後、日本の国内では自己責任論というのがぱつこいたしまして、それ一色に塗られているような状況でもあります。私は、年金というのは、一方ではおののの人の間が生きていよい上の自己責任でもあります。いま一方は、政治の中で、特に我が国社会に暮らす人たちに

私は、この間、本当に今がチャンスだと思います。そういう骨太の論議をしていくために、大臣が政治的なリーダーシップを發揮されて、超党派の、いわば各党のいろいろな意見を持ち寄つて本建てる部分の基礎年金という枠組みができたわけです。

私は、この間、本当に今がチャンスだと思います。そういう骨太の論議をしていくために、大臣が政治的なリーダーシップを發揮されて、超党派の、いわば各党のいろいろな意見を持ち寄つて本建てる部分の基礎年金という枠組みができたわけです。

私は、この間、本当に今がチャンスだと思います。そういう骨太の論議をしていくために、大臣が政治的なリーダーシップを發揮されて、超党派の、いわば各党のいろいろな意見を持ち寄つて本建てる部分の基礎年金という枠組みができたわけです。

私は、この間、本当に今がチャンスだと思います。そういう骨太の論議をしていくために、大臣が政治的なリーダーシップを揮して、超党派の、いわば各党のいろいろな意見を持ち寄つて本建てる部分の基礎年金という枠組みができたわけです。

○坂口国務大臣 年金というのは非常に長い経過を持つて今日を迎えてるわけあります。長い歴史があつて、今日のこの制度ができ上がつております。

何の御答弁があつたかというと、民主党の五島委員の御質疑の中で、坂口大臣は、このたび民主党からも対案が出され、あるいは連合からも対案が出されました。答弁は結構、またや

年から新しい制度を新しくキャンバスにかくといふわけではありません。長い間この現在の年金制度にかかわっておみえになりました皆さんがあみえでございます。現在、既に年金を受けておみえになる皆さんもあるわけでございます。間もなく受けようとする皆さんもおみえでございますから、現在まで続いてまいりましたこの制度を、これを持続しながら、そこで今後の新しい社会の中でどう改革をしていくのかということを、年月をかけてこれは解決をしていく以外にないというふうに私は思っております。

したがいまして、現在ありますこの制度を最小限、一体どこまで変えたらいのか、少子高齢社会を迎えるに当たつて、現在考へ得る改革というのは一体何なのかということに今は思いを一つはいたすべきことだと思っております。それはそれで、これは進めていかなければいけない。過去の問題はいろいろあるでしょう。ありますけれども、未来はさらに大きいわけでありますから、未だに向かってこれは進めなければならない。

しかし、いろいろの点で、例えば女性と年金の問題等、これから一番大きな議論をしていただかなければならぬ問題でございます。女性と年金の問題を議論すれば、当然のことながら、この年金制度というものを個人単位でいくのか、それとも厚生年金のように世帯単位の今まで進めていくのかといったような問題にも突き当たつてくるわけでありますから、それらの問題は大きな問題で、議論をしていたかなければならないということを先ほど五島議員にも申し上げたわけでございます。

それはひとつ今後各党がお集まりをいたいで、どんな形で御議論をいただくのか。現在もう既に厚生労働省には年金審議会がござりますけれども、これは各党の皆さん方に御参加をいただくという形ではありません。この年金につきましては、各党間の議員の皆さん方での一つの検討会のようものが既にできているというふうにお聞きをいたしておりますけれども、そうしたものの中

心にしてこれから議論をしていただぐのか、あるいは政府全体としてそこで議論をする場をつくつていいのか、私は議論の仕方というのいろいろな意見でございます。

それは、各党で合意できることでなければこれはできないわけでございますから、そこは皆さんの方のお話し合いによって、どういう話し合いがいいかということは、ひとつお決めをいただく以外はない。私がこうしろということを言うのはまことに僭越であるし、それはそうではないというふうに思つておりますが、そうした何らかの形をつくつていただいて議論を進めていただくということはまことに結構なことだということを申し上げた次第であります。

○阿部委員 私が大臣にお願い申し上げたのは、その枠組みをまずつくつていただきたい。それは、現厚生労働大臣である坂口大臣ができる権限であり、またやつていただきたいことだからです。私はやはり、例えばスウェーデンでも、同じように年金の論議、十年近くを経て、その論議の過程でさまざまな価値観の共有や、自分たちの、国民一人一人の周知する年金制度ができましたから、今その判断をしていただかく任をぜひとも大臣にお願いしたいという点であります。これは引き続いて大臣もぜひお考えいただきたいと思います。

と申しますのも、既に先ほど御紹介しました一九七七年の建議の文章を見ますと、今と全く同じ状況です。膨大な無年金がそこに発生しようとしている、そして一方で、高齢社会はもう予測されていると。一九七七年といえば、今田塊の世代でいる。厚生年金加入者は、平成十一年時の見通しを大幅に下回って年々三百万人以上減り続ける。そしてこちらは国民年金で、平成十一年の加入者の見通しと実績というものを配らせていただきました。厚生年金加入者は、平成十一年時の見通しを大幅に下回って年々三百万人以上減り続ける。そしてこちらは国民年金で、平成十一年の見通しというところを見ていたら、平成十二、十三、十四と、おのの一千八百万、一千八百万、一千七百九十万、しかし、実績はおのの二千五百五十万、一千二百五十万、二千二百四十万、どんどんふえております。

財政再計算のときの見通しが、五年前の見通しがこのように大きく崩れている。今回もいろいろな数値を出して財政再計算信じないと言われますが、加入者数でもこれくらい出てしまうことが、先ほど申しましたけれども、ただ、雇用の問題あるいは賃金の問題は少し運行指標でございまして、経験したことのない事態が起きているわけですが、経済が非常に厳しくなった後でその影響が出てくるというところがございまして、それが出てきている状態だらうというふうに私どもは認識しております。

○阿部委員 今年の年金局長の御答弁にもあつたように、経験したことのない事態が起きているわけです。だからこそ、本質的、根本的な議論が必要です。これは次の見通しを見ていただきますと、今度の平成十六年度の見通しでは、二〇一〇年、平成二十一年からは減り出す形になつておりますが、果たして、これと何の保証もございませ

んだつて私も指摘させていただきましたが、今一番問題であるのは、国民年金部分の空洞化、そして厚生年金も空洞化。国民年金に至つては納付率六二%であるという現実。それらをしっかりと見ないと、幾ら今回出されたものが百年の計であると言われても、果たして正しい処方せんになつていいのかどうか納得できない。まして、この間、厚生労働省の本来は一番力を發揮してほしい官僚との間に傍越であるし、それはそうではないというふうに思つておりますが、そうした何らかの形をつくつていただいて議論を進めていただくということが、極めて深刻な現在の私たちの社会のありようかと思うわけです。

そこで、この問題はぜひとも、いずれも大臣の見識とリーダーシップにかかるものですから、厚生労働省にかかるさまざまの職員の不祥事、きちんととした解決とともに、何度も申し上げます。私はやはり、例えばスウェーデンでも、同じように年金の論議、十年近くを経て、その論議の過程でさまざまな価値観の共有や、自分たちの、国民一人一人の周知する年金制度ができましたから、今その判断をしていただかく任をぜひとも大臣にお願いしたいという点であります。これは引き続いて大臣もぜひお考えいただきたいと思います。

この事態、ある意味で非常に日本では余り経験したことがないような事態でございまして、国民年金の歴史で申し上げますと、基本的には自営業の方を中心にして形成された保険集團でございまして、平均年齢が逐次上がつてくる状態でございましたけれども、この事態を受けまして、国民年金の被保険者の年齢は若干下がつてきておりま

す。○吉武政府参考人 先ほど厚生年金の被保険者について申し上げたことのまさに裏返しだろうといふふうに思つております。

ん。保証がない大きな理由は、先ほど山口委員が資料でお示しになつたように、常用雇用をどんどう非正規に振り分けている企業の現実があるからです。

そういたしますと、こういう数値に基づいて、プラス出生率、賃金上昇率あるいは物価上昇率などの数値を幾らぐちやぐちやつても、この加入者数というところに大きく影響する労働の実態、労働のこれからありよう、さつき坂口大臣は企業にも努力して常用雇用をふやしてほしいと言いましたが、一方で、この間の小泉政権のもとでとられた政策は、よく言えば働き方の多様性といいう言い方で、しかし、現実にふやしたものはパートや非正規の職員でありました。

大臣は、本当にこの働き方が今後五年以内に改善されて、この今の厚生年金の減少、国民年金の増加という現実が改善されるとお思いか否か、御所見を伺います。

○坂口國務大臣 私は、今後の問題につきましては、いろいろ難しい局面もございますけれども、しかし、これから五年というのはよいよ労働力人口が減り始めるときでございます。もう来年、再来年ぐらいからぼつぼつ減るのではないかとうふうに思つております。二〇〇〇年に比べて二〇一五年ということになりますと、約四百万ぐらい労働力人口が減るわけであります。

したがいまして、それだけ減りますと、現在失業者は三百三十万ぐらいでございますから、私はこれから先、中高年、六十歳代の方あるいは女性の労働力といいうものにかなり頼らざるを得ない時期にこれからだんだん突入をしていくというふうに思つております。それがすべてパート、アルバイトでは私はないと思います。

国の方も、そこは女性の皆さん方も高齢者の皆さん方も働いていただけの体制をバックアップしていかなければなりません。総合力でこれは支援をしなければならないといふうに思つておりますけれども、私は、必ずしも悲観材料ばかりではないといふうに思つております。それでは私はないといふうに思つております。

たこれからの状況を踏まえて、国としてはどういふう政策展開をするかということを考えるべきときに來ているというふうに思つております。

○阿部委員 例えば出生率に関しては、数値が改善した場合、現状維持の場合、低下の場合、おのおの予測を立てられております。しかし、この雇用労働形態の変化ということに関しては、実は財政再計算も全く触れておりません。そして、いい方だけを信じて論議することはとてもできません。私たちは、現実にみんながどんな働き方をしているか、この間、本当に厳しい状態を見ているからです。そして、もしかして、アメリカのようにジョブレスリスカバリ、仕事がない、失業者はそのまま、失業率は高どまり、あるいは非正規雇用が高どまりましたまま次の五年を迎えるかもしれません。

そこで、大臣に、恐縮ですが私の資料の四枚目をお聞きいただけますでしょうか。私がここにお示ししたのは、資料五としてございますが、「企業の社会保険料負担と法人税推移」というものをとらせていただきました。社会保険料負担の方は御本人負担がありますので、全体の社会保険料負担として集計されているものを半分に割りました。

多少正確さは欠きますが、例えば、ここでわかるることは、二〇〇〇年まで企業の社会保険料負担が大体十兆、二〇〇一年九兆、二〇〇二年十兆。それに比して、法人税の方を見ていたら、二〇〇二年という年は、企業とりまして、法人税負担よりも社会保険料負担が高くなつた逆転の年であります。ここに私は、大きな、その後に発生するさまざまな事態が潜んでいるよう思つております。

この二点について、もともとこの数値をどうごらんになるか。労災保険のように総人件費に社会保険負担を掛ける案はどうか。私はこれを非正規雇用が増加することを歯どめするための策と思つております。そして、今、厳しい中小企業に対し、保険料率を資本金に合わせて調整していく。実はフィンランド方式と申します。この三點について、大臣の御所見を伺います。

○坂口國務大臣 具体的な問題は局長から答弁させますが、この資料五を拝見させていただいて、一九九〇年代から法人税がずっと、三七・五〇%が多くなつたら、そこをどうやって削減するかとがつてまいりました。下がつてきたものですから、法人税の額もしたがいまして下がつてきていたことでございました。

私は、企業もいろいろの負担をしていただかなが、厚生年金に加入しないわゆる脱法行為いうドライブがかかります。ここで生じていることが、あるいは厚生年金の要らない非正規雇用をふらん、もちろん願わくば景気が回復し、法人税収上がり、そして社会保険料負担を決してこれ以下にしたいとは思つていいわけではありません。もちろん、企業がありとあらゆる労働者に社会保険料負担をしていくべきと私は思つています。そこで、今回の年金改正案の何が一番問題かといふと、社会保険料の負担を増し続けることによってさらに非正規雇用がふえてくるという実態を、この現下に、このような状態であるときに行えば、保険料率アップは必ず、企業と生き物ですからどこかで自分たちの負担を軽減したりなります、それを歯どめする策が全くないということです。

私は、社民党的対案として出させていただきながら、この中に、先ほど五島委員が御指摘でした、ちょうど労災の保険のように総人件費に社会保険料を掛け、すなわち、使つている人がパートでも正規でも、総賃金に掛けていくという方式を一つは考えております。それからもう一つは、今、とりわけ中小企業にとって負担が強いのであります。そこを考えると、総人件費に掛けた場合には、企業の規模に応じて保険料を変動させることができます。

私は、この年金制度でいろいろと経済界の皆さん方ともお話をいたしましたが、経済界の皆さんとしては、保険料や法人税はできるだけ低い方がいい、そして消費税で集めてもらおうのがいいと、それは御意見は私はそのとおりだというふうに思つますけれども、しかし、その皆さん方の御意見、それから働く皆さん方の御意見も聞かなければいけませんし、そして高齢者の皆さん方の御意見というのも聞いていかなければならない。

この表から、私は、法人税が下がつてきている、しかし、保険料はこれからお願いを申し上げなければならぬ。今後の問題といたしまして、も、全体としての整合性をどうするかということだろうというふうに思つております。

私がこの表から指摘したいのは、社会保障料負担のあり方が雇用の形態まで変えてしま

まうということです。そして、もし大臣がこれから正規雇用をふやした方がいいと思うのであれば、雇用中立的な保険料のあり方、むしろ正規雇用がそのことによって拡充されていくような向きを、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

なお、私はきょう、質問予告のうち、いわゆる国民健康保険の納付状況の悪化を食いとめるための政府案についていろいろ御質疑を予定しておりましたが、時間が切れましたので次回に回させていただきます。

ありがとうございます。

○衛藤委員長 次回は、明二十二日木曜日午前九時十分理事会、午前九時二十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

平成十六年五月十七日印刷

平成十六年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B